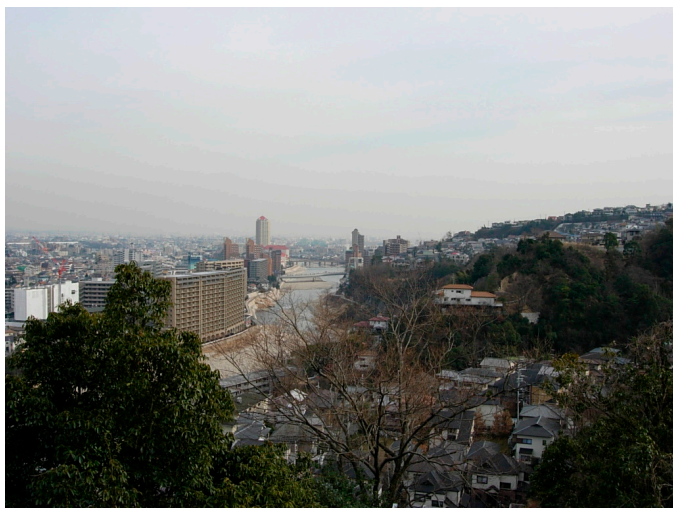




武庫川の冬景色（篠山市草野付近）



武庫川の冬景色（三田市本庄付近）



武庫川の冬景色（宝塚市街を望む）



武庫川の冬景色（宝塚ハーフマラソン大会）

ニュースの内容

1. 武庫川流域委員会運営委員会
～ 第88回 運営委員会
～ 第89回 運営委員会
～ 第90回 運営委員会
～ 第91回 運営委員会
～ 第92回 運営委員会
～ 第93回 運営委員会
2. 武庫川流域委員名簿
3. 開催された運営委員会等
4. 開催のご案内

1. 武庫川流域委員会運営委員会

第 88 回
～
第 93 回

平成 19 年 10 月 9 日の第 54 回流域委員会から河川整備計画の原案が提示された第 55 回流域委員会（平成 22 年 1 月 26 日）までに 2 年余りの月日が流れました。この間、公開の全体会に代わり第 80 回から第 94 回まで 15 回に及ぶ運営委員会を開催しました。非公開ではありませんが、毎回 6 割を超える委員が出席し、年度の区切りには全体会に匹敵する委員が出席した拡大運営委員会の開催、平成 20 年 11 月からは、運営委員会と並行して 8 回の減災対策検討会も開催しました。

今回のニュースは、平成 22 年 1 月 26 日に開催した第 55 回流域委員会で提示された整備計画の原案作成過程における運営委員会の経過を委員会の目線で伝えることにより、休会により途絶えていたニュース読者の皆さまとの情報共有を図れるように編集しました。

なお、8 回におよぶ減災対策検討会の模様については、次回ニュースにて報告します。

第 88 回 運営委員会

平成 21 年 3 月 9 日
西宮市男女共同参画センターにおいて

前回第 87 回運営委員会は、全体会休会中の中間報告を目的に拡大運営委員会として 1 月早々に開催しました。今回第 88 回はそれを受けた平成 20 年度最後の運営委員会です。主に「環境の 2 つの原則」「既存ダム」「流域対策」を議題に、14 名の委員、武庫川企画調整課を中心とする 11 名の県担当者が参加し、3 時間半におよぶ協議が行われました。

【配布資料】

< 環 境 >

資料 1-1 環境の 2 つの原則について

資料 1-2 環境の 2 つの原則について(別冊資料)

< 既存ダム >

資料 2-1 取水制限などの渇水対応経緯

資料 2-2 水需要予測について

< 流域対策 >

資料 3-1 流域対策について

資料 3-2 猪名川における広報活動について

< 委員からの意見書 >

資料 4-1 意見書

資料 4-2 意見書

資料 4-3 武庫川天然アユ復活をめざした今後の取り組み(案)

資料 4-4 武庫川流域の貴重生物の保全について

資料 4-5 武庫川一斉調査に対する協力の要望

<参考資料>

1. 第 87 回運営委員会の協議状況
2. 「生物多様性ひょうご戦略（案）」について
3. 「防災シンポジウム in 武庫川」の開催結果報告
4. 人・生きもの・川づくり パンフレット
5. 多自然川づくり基本方針

【協議の概要】

1. 環境

1-1. 環境の 2 つの原則について

県から「環境の 2 つの原則」について、資料 1-1、1-2、第 87 回運営委員会資料、資料 4-1、4-2 に基づいた説明が行われ、協議の結果、委員会側から以下の 2 点に関する要請が出された。

- ① 県は「環境の 2 つの原則」の今後の検討の中で、現状の環境よりもさらによりよい環境を目指すよう努力する。
- ② 県は「環境の 2 つの原則」の検討結果をもとに、自然環境を保全・再生するための具体的な対策を整備計画に書き込むよう努力する。

<委員の主な質問・意見>

- ・ 2 つの原則の目標とは、「武庫川の過去の環境を取り戻すこと」「現在の環境を維持すること」の何れになるのか。

県の回答⇒ 2 つの原則の検討は、平成 15 年度に行われた「ひょうごの川・自然環境調査」の調査結果をベースにし、「現況の優れた生物の生活空間を維持すること」を基本としている。ただし、配慮を検討すべき「生物の生活空間」については、良好であった過去の環境を取り戻そうとするものである。

- ・ 原則 2 の「優れた生物の生活空間」の広域的範囲と中核的範囲の取り扱いの違いは何か。

県の回答⇒ 水系全体で相対的に優れている場所を広域的範囲とみなし、そこから更に核となる場所を絞り込んだものを中核的範囲とし、これを総量維持の対象とする。広域的範囲は中核的範囲に準じて優れた環境であり、事業により現在地での総量維持が困難になった場合に、この範囲に代替環境を求めるなどの活用を図りたいと考えている。

- ・ 2 つの原則の適用範囲は法河川の上流端までとしているのか。

県の回答⇒ 適用範囲は河川管理者の権限が及ぶ範囲である法河川区間までである。また、この検討は「ひょうごの川・自然環境調査」という客観的なデータが存在するから実施できるものである。調査範囲外である法河川区間外にはデータはない。

- ・ 流域対策と同様に考えると法河川区間内だけの議論ではないことは明白である。また、自然環境は行政の線引きとは無関係であり、法河川区間内だけに限定すると原則は守れないことになるのではないか。

県の回答⇒ 原則に基づき法河川区間内の自然環境を遵守することを考えている。ただし、法河川区間外との関連を全く考慮しないわけではない。

- ・ 県が策定を進めている「生物多様性ひょうご戦略」と「2 つの原則」はどのように整合しているのか。

県の回答⇒戦略（案）において行政の役割には「自然環境の改変を伴う公共工事における生物多様性への配慮」が記載されており、「2つの原則」はこれを具体化する取り組みであると考えている。

- ・「2つの原則」の検討により、当初想定していた事業箇所を変更することもあるのか。もし箇所を変更する選択肢があるのであれば、それは戦略的環境アセスメントの考え方であるといえるのではないか。

県の回答⇒対策を検討する中ではそのようなこともあり得ると考えている。

- ・これまで知られていなかった河川環境の現況が明らかになり、事業の際に最低限配慮しなければならない点が明らかになった。これほど情報が整理できている河川はあまりない。今後はこの情報をベースに具体的な箇所を想定し、必要な対策を整備計画に落とし込むことが重要である。2原則が生かされるよう専門検討会等で十分検討してもらいたい。
- ・検討過程では、河川事業の計画場所の代替地となる場所の検討も含めて行うべきである。代替地の検討を選択肢として含めることにより、この2原則が実質的に「戦略的環境アセスメント」の役割を果たすことになる。
- ・河川の自然環境の保全（水色の視点）と再生（オレンジ色の視点）は両方が必要であり、河川計画には両方が含まれている必要があると考える。
- ・2つの原則を「生物多様性ひょうご戦略」と比較した場合、はるかに厳しい基準であるとするなら、武庫川だけを特別扱いすることになる。先進的なものであるなら、「生物多様性ひょうご戦略」の中に盛り込まれるべきである。
- ・「武庫川らしい景観の保全・創出」については、2つの原則の中だけでなく、別途検討する必要がある。
- ・武庫川の環境が過去より悪化していることを考えた場合、「2つの原則」は最低限必要なものであり、現状よりよい環境にしていくことを目的とすることが重要である。
- ・過去に遡って環境を改善する対象は「“配慮を検討すべき”生物の生活空間」のみに限らず、「優れた”生物の生活空間”についても現状よりよい環境にしていく必要がある。
- ・一般的に、総論は素晴らしくても各論はそれに見合ったものにならないことが多い。「2つの原則」については、そうならないように努力してもらいたい。
- ・「優れた”生物の生活空間”の中核的範囲を特定する際の^{しきいち}閾値については、流域委員会の場でも議論すべきである。

1-2. その他環境に関する委員からの意見書について

(1) 武庫川流域における貴重植物の保全について

委員から、資料 4-4「武庫川流域の貴重植物の保全について」に基づき、武田尾での貴重植物伐採の報告と対応の検討の要請が行われた。これに対して県は「今回の貴重植物の伐採箇所は民有地のため県への事前届け出は困難であり、貴重植物を守るには、地権者等に協力を依頼するしかない」との考え方を示したが、委員会は対策を検討するよう再度要請を出した。

(2) 天然アユの復活をめざした今後の取り組み（案）について

委員から、資料 4-3「武庫川天然アユ復活をめざした今後の取組（案）」に基づき、「武庫川アユ調査会（案）」の設置に関する宝塚土木との協議結果の報告が行われた。これに対して県は「来年度は県、漁協、コンサルタントだけで調査を実施し、調査が軌道に乗った段階で提案のあった調査会を設置したい」という考え方を示した。委員会からは、流域連携の視点を重視し、この問題に熱心に取り組んでいる流域住民等の団体と事業者である漁業協同組合、学識経験者と県との協働を図るために再検討するよう要請が出された。

(3) 武庫川一斉水質調査に対する協力について

委員から資料 4-5「武庫川一斉調査に対する協力の要望」に基づき、6月7日(日)実施予定の水質調査に対する県の参加及び調査経費支援の要望が出された。

2. 既存ダム

県から資料 2-1、2-2「既存ダム」に基づく説明が行われ、協議の結果、委員会からは以下に関する調査報告を行う要請が出された。

- ① 平成7年5月に千苺ダムの水位が回復した際の降雨の状況
- ② 各市の人口推計値と県・国の値を比較し、差がある場合の理由
- ③ 長期水需要予測の原単位
- ④ 人口減少による水道事業への影響、問題点

<委員の主な質問・意見>

- ・青野ダムの平成6～7年の資料は存在しないのか。

県の回答⇒青野ダムの平成6～7年は取水制限等の実績がなかったため、平成17年の実績を資料として作成した。

- ・人口推計は、県・市とは別に、国が出した各市のデータがあるはずであるが、国のデータはどうなっているのか。

県の回答⇒国立社会保障・人口問題研究所が市町村ごとに出している各市の状況では、神戸市は「2015年(平成27年)153万人、平成22年154万人」と出されており、大した差はない。また、西宮市は「平成22年48万4千人、平成27年49万4千人、平成32年49万9千人」と出されている。

- ・人口が増加するのは、阪神間では西宮市と芦屋市のみであり、平成35年頃になるとすべて減少するという記憶があるが、どうなっているのか。総体的には減少する傾向であることに相違はないと思われる。

県の回答⇒各市により若干差があるが、現在を平成21年とすると、今から増加する市は、神戸市、西宮市、宝塚市である。伊丹市、尼崎市は減少する傾向であるが、神戸市、西宮市、宝塚市も増加し続けるわけではない。

- ・人口予測は当たる可能性が高いが、水需要は人口増加に伴い増加するとは限らない。そこで、水需要予測の原単位はどうなっているのか提示してもらいたい。また、景気の影響など、他の要素についても情報の提供が必要である。

- ・資料 2-2 では実績値と計画値が乖離している。この矛盾点について、市はどのような説明をしているのか調査すべきである。

県の回答⇒過去には過大な人口予測をしていたが、最近の推計では見直しが進んでいる。

- ・神戸市の推計についての原単位を提示してもらいたい。その上で矛盾点を明らかにすることが必要である。

- ・資料 2-1 では平成7年5月に千苺ダムの水位が急に回復しているが、降雨量の状況を説明してもらいたい。

県の回答⇒平成7年5月11日から12日に186mmの降雨があった。

委員の質問⇒それは集中豪雨を意味するのか説明してもらいたい。

県の回答⇒その年の最大雨量ではあるが、集中豪雨であったかどうかまでは調査していない。後日調査の上、運営委員会で報告する。

- ・人口予測は、当たらないのが当然という現実もあり、これまでに過大な予測を行なってきた現状を現在見直している状況である。神戸市でも、人口予測が変わったことで問題が生じているはずである。どのような問題があるのか調査し、次回に報告してもらいたい。篠山市では人口予測が大きく狂い、過大な契約取水量が問題になっている。水が余っている三田市についても同様である。

3. 流域対策

県から資料 3-1、3-2「流域対策」に基づく説明が行われ、協議の結果、委員会から今後の検討状況を報告するよう要請が出された。

<委員の主な質問・意見>

- ・下水道に対する効果の考え方として、資料 3-1 で示す「河川の小流域ごとの効果量を算出する方法」と「各下水道計画において流出解析する方法」とでは、どちらが安全側もしくは危険側になるのか説明してもらいたい。

県の回答⇒流出係数が異なるだけで流出抑制効果量を算出する考え方はどちらも同じである。どちらが安全側ということではなく、小流域での効果を地先効果としてとらえ、市と協議しているということである。

- ・地先効果という視点からすると、氾濫が予想される地域で行う必要があるのではないか。

県の回答⇒下流域で浸水被害があった有馬川流域で検討した結果を資料 3-1 の「河川水位の低減」に示しているが、河川水位の低下量は小さく、浸水被害を軽減するまでには至らないという結果であった。

- ・有馬川流域以外の流域であれば、異なる結果が出るのではないか。

県の回答⇒有馬川流域は流域対策施設が多く効果量は大きい方の流域である。その他の流域については小流域ごとに評価しており、効果量からすると河川水位を低減し、内水被害を軽減できるとは考えられない。

- ・有馬川のように効果を水位で表現すると理解しやすい。
- ・流域対策の今後の検討状況についても報告してもらいたい。

4. その他

(1) 「防災シンポジウム in 武庫川」について

県から参考資料 3「防災シンポジウム in 武庫川の開催結果報告」について説明が行われた。

(2) 河川整備計画（原案）の提示時期について

県から、「原案作成作業は若干遅れているが、遅くても今年度秋には提示を行ないたい」という旨の説明が行われた。

第 89 回 運営委員会

平成 21 年 4 月 27 日
宝塚市商工会議所において

新年度を迎え、庁内の人事異動により武庫川企画調整課のメンバーは大きく入れ代わりました。今回の異動で、委員会の提言書作成（平成 18 年 8 月提出）に携わってきた県の担当者は一人もいなくなりました。整備計画原案の提示を控え、プロセスの議論を大切にしてきた委員会としては、4 年間に及ぶ議論の経過や提言書作成プロセスの議論を共有していない県

の担当者側と、これまでと同様の感覚で意見交換ができるのか。一つひとつの些細な問題も過去の経緯からの説明を要し、今までは当たり前のようになっていた武庫川ならではの考え方を共有した議論ができるのか。また、事務的な事項にも説明を要する時間効率の問題など、一抹の不安とともに始まった新年度です。そのような中で、一名の委員が個人的な事情により辞任され、委員会の委員は23名になりました。

今回は、このような幕開けの1回目の運営委員会の開催になります。前回の運営委員会から引き継ぎ、既存ダムについて委員会から要請した調査報告事項による協議、河川改修工事の実施状況を主な議題に、武庫川企画調整課を中心とする15名の県担当者と10名の委員が出席し、3時間半におよぶ協議が行われました。

【配布資料】

＜既存ダム＞

資料1-1 平成6年渇水の千苅ダム水位回復時における降雨状況について

資料1-2 長期水需要予測等について

資料1-3 既存ダムの検討状況について

＜河川改修工事の実施状況＞

資料2 河川改修工事の実施状況について

＜委員からの意見書＞

資料3 意見書〔武庫川の社会環境の議論を〕（酒井委員）

＜その他＞

資料4 河川整備基本方針の国土交通大臣同意について

＜参考資料＞

1. 第88回運営委員会の協議状況
2. 4月の人事異動に伴う武庫川に係る職員の異動について
3. 武庫川水系河川整備基本方針

【協議の概要】

1. 既存ダムについて

(1) 平成6年渇水の千苅ダム水位回復時における降雨状況について

県から資料1-1「平成6年渇水の千苅ダム水位回復時における降雨状況」に基づく説明が行われた。

(2) 長期水需要予測等について

県から資料1-2「長期水需要予測等」に基づく説明が行われ、協議の結果、委員会は以下の事項を確認、整理するよう県に要請した。

- ① 神戸市の製造用水において、推算値を計算する際に出荷額ではなく第2次産業従業者数を使用した理由を確認する。
- ② 負荷率と年降雨量の相関、負荷率と降雨量の季節変化関係等について資料整理を行う。
- ③ これまでの渇水をどのように解決したのか、過去の渇水危機の実績をまとめる。

(3) 既存ダムの検討状況について

県から資料1-3「既存ダムの検討状況」に基づく説明があり、協議が行われた。

<委員の主な質問・意見>

- ・資料1-2は、10年後の水需要推計値（都市活動用水、製造用水等）のみであるが、同じレベルで比較できる年度ごとの推計値はないのか。

県の回答⇒年度ごとのものはない。

- ・製造用水の推計値算出において第2次産業従業者数を変数としているが、一般的には出荷額等に対応させるのではないのか。

県の回答⇒出荷に関しては工業用水を使用しているため、相関があった第2次産業従業者数を使用していると考えられる。念のために後日、市に確認する。

- ・負荷率と年降雨量の相関をとり、さらに負荷率（有収率）と降雨量の毎月の季節変化も対応させるべきである。

県の回答⇒負荷率と年降雨量の相関、負荷率と降雨量の季節変化関係等についての資料を整理し、検討する。

- ・農業用水の変化も検証すべきであるが、もしデータがない場合は、農業用水検討の必要性について考える必要がある。

県の回答⇒農業用水のデータはない可能性がある。

- ・武庫川からの取水に対してどのような変化があるのか、まとめておく必要がある。

県の回答⇒資料1-2の資料は、市の水道事業全体の推計値についての説明である。武庫川からの取水に関しては、千苅ダム評価の際に検討しており、現在、整理中である。

- ・資料1-2（P11）において「平成18年の実測と推計値が違うのは負荷率が違う理由による」とする説明があったが、負荷率には大した差異がないが負荷率が原因であるのか再度説明を求めたい。

県の回答⇒平成18年については、負荷率のみならず有収率も影響している。

- ・有収率が年々上昇しているにもかかわらず、将来の推計値を最小値とするのは不適切であると考ええる。

県の回答⇒水源は一日の平均的な水量で評価し、配管等の施設は一日の瞬間最大値でも送水できるように整備するものと考えている。したがって、ダムを評価する際には日平均量を用い、また、有収率の差異は水余りを評価する際には問題にならないと考えている。

委員の意見⇒有収率の数値の議論にあたり、予測値90%が実績と僅か2%の違いにより信用できないデータになるというのは納得できない。

委員の意見⇒洪水期のダムに水はたまっており、その時に対応した実務的な負荷率をあてた方が良いのではないか。

- ・水道事業における需要予測の数値確認はできた。しかし、人口減少は2055年で2005年比の約7割になることを見通し、10年先の予測ではなく整備計画のスパン（20～30年）で予測する必要がある。

県の回答⇒30年後の課題については今後考える必要がある。

- ・人口変動による水余りだけでなく渇水の影響もあることを考えると、治水に引用する数値を割り出すために利水容量をいかにして小さくするかという期待をもって議論を進めることに疑問を感じる。また、ダムの貯水容量を決めるのは渇水時に必要となる容量であることから、治水と渇水は相互に考えるべきである。

委員の意見⇒「水需要が将来的に減少する中、どれだけの容量がダムに必要であり、それに対してどのようにすれば良いのか」という議論であり、渇水リスクの話ではない。渇水とは分けて考えるべきである。

- ・「気候変動の予想を渇水対策にどのようにして反映させるのか」ということへのチャレンジは、新しい取り組みである半面、大きな課題である。
 県の回答⇒降雨量の変動が激しいことから水がめの評価が落ちており、大胆な予測が必要であると考えている。
 委員の意見⇒治水の場合は気象変動を考慮したことから、渇水（水需要）予測にも気象変動を考慮することが望ましい。
- ・丸山ダムの構造面については、「現況のゲート構造で問題はなく、操作ルール上の検討が必要である」ということで相違はないのか。
 県の回答⇒現状において構造上に問題はない。
- ・千苺ダムの改造計画では、岩盤の強度が安全性を確保できるのであればトンネルの敷高を掘り下げる検討の余地がある。したがって、既存の放水トンネルを拡幅する案を再度検討してもらいたい。
 県の回答⇒非洪水期に工事が完了できるかが課題であり、非洪水期に小出水が発生した場合の対応についても考える必要がある。
- ・トンネルを一気に掘り下げる必要はなく、工事期間中においてもトンネルに水を流すことは可能ではないか。
 県の回答⇒大規模洪水発生時に放流すべき水量は $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ を必要とするのに対し、現況では $1,000 \text{ m}^3/\text{s}$ が不足している。現在のトンネル規模での放流能力は $150 \text{ m}^3/\text{s}$ 程度しかなく、同規模のトンネルで考えると更に6本程度のトンネルを要することになる。この規模の放流を1本のトンネル拡幅で処理することは難しいと考える。
 委員の意見⇒1本のトンネルのみで処理することが不可能であることは理解したが、出来る限り既存施設を活用する手法を考えてもらいたい。
- ・「ケース3」適用の場合は、既存施設の安全性確保のための $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流に対応し、同時に治水活用にも対応するということになる。つまり、ダムの安全性確保のために $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ の放流措置を行う必要があるのであれば、治水活用の目的で特別にダム構造を改造することにならないと考えられる。
 県の回答⇒資料で検討している3つのケースは、千苺ダムを治水に活用するための改造案である。具体的な構造は未検討であるが、 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ を流すのであれば、同じ構造の施設になるとは限らず、 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流可能なトンネルさえ整備すれば良いことになる。
- ・整備にあたっては、今ある放流施設とその景観を活かしてもらいたい。また、30年後のみに固執するのではなく、既に計画堆砂量を超えている土砂を取り除いて貯水容量を増大し、超長期にもつなげることのできる計画にしておくべきである。
 県の回答⇒貯水池の堆砂を取り除き容量を確保したとしても、それがすぐに治水活用できるわけではない。
- ・河川整備計画の時点で放流施設（トンネル）の高さを固定した場合、次のステップとして将来的に治水容量が増えた場合に対応が可能か否かも考慮しておく必要がある。
 県の回答⇒指摘のとおりであり、現在確認中であるが、容量設定中のため、容量が決まり次第、施設の再設定を行う予定である。
- ・利水者の合意は別に置き、最大治水転用時の放流施設（トンネル）の高さはどれくらい下げることが可能であるのか確認しておく必要がある。また、その場合の概算費用を算出しているのであれば知りたい。

県の回答⇒概算費用は現在算出中である。

委員の意見⇒計画作成において概算費用は概算でも必要である。

- ・短期的には工事費が費用の大きなウエートを占めるが、治水機能をもたせてゲート操作室を増設する場合、管理面での長期的な人件費も無視できない費用として考慮すべきである。
- ・水源の必要最大量やそのデータの提示ではなく、水需要を減らす工夫を知るために、解決の手法を含めてまとめた過去の渇水危機の実績を提示してもらいたい。

2. 河川改修工事の実施状況について

県から資料2「河川改修工事の実施状況」に基づく説明があり、協議の結果、委員会は以下の事項を提示するよう県に要請した。

- ① 堤防補強工事について、要対策区間と工事箇所の間隔を整理して提示する。

＜委員の主な質問・意見＞

- ・平成20年度の河床掘削工事では、どのような目的で高水敷にワンド状の整備を行なったのか。また、今回の掘削でこれらは撤去されたのではないか。

県の回答⇒河床掘削工事は河床を掘り下げて流下能力を上げるための工事であり、高水敷は掘削していない。ワンドについては生物環境のためであると思われるが、調査の上報告する。

- ・資料の平成19年度までに施工済であることを示す黒の着色は、広域基幹河川改修事業の目標レベルでの完了を示すものであるのか教えてもらいたい。

県の回答⇒黒い着色は、広域基幹河川改修事業の目標レベルでの完了を示したものである。

- ・堤防補強工事の実施箇所と第2回減災対策検討会で示された堤防の要対策区間の関係が理解できるように整理してもらいたい。

県の回答⇒整理して提示する。

- ・河床掘削工事を行った4号床止工上流側にブロックが残され、そこから6号床止工までの間に中州が発達して堆砂が進行し、水深が浅くなっている。ブロックを撤去して、河床掘削を行う必要があるのではないか。

県の回答⇒ブロックは床止工の前後に設置し、構造物と土砂の境界部分の洗掘を防ぐための護床工であると思われる。また、堆砂の進行は護床工によるものではなく上流から土が運ばれてきたものである。床止工の天端高は計画断面と整合しており、その高さを超えるまで溜まった場合は維持工事として掘削する。

委員の意見⇒床止工上流の河床高は、その天端高さとなるものであり、床止工の上流に砂が溜まっていなければ機能を果たしていないことになる。床止工は安定した河床勾配を得るために設置されているものであると理解している。

- ・他河川でこれだけ多数の床止工が築かれている河川はないように思うが、床止工はすべて必要なのか。

委員の意見⇒床止工が必要かどうかという議論は簡単ではない。床止工は河床を保つようにするものであり、床止工が無ければさらに下流の溜まりやすいところに堆積することになる。

県の回答⇒武庫川と同等の勾配を有する他河川でも床止工や落差工は設置している。

- ・リバーサイド住宅は広域基幹河川改修事業区間に入っているのか。

県の回答⇒事業区間に入っている。※後記補足説明

- ・リバーサイド住宅の移転に伴う事業の実施状況は現在どうなっているか。
 県の回答⇒移転対象全 82 戸のうち、河川事業対象 79 戸、道路事業対象 3 戸。さらに、河川事業 79 戸のうち 6 戸が未移転、そのうち 2 戸が契約済み、4 戸が未契約である。
- ・リバーサイド住宅部分は最終的に河道になるのか。
 県の回答⇒流下能力 3,300 m³/s の河道に対応した移転を行ない河道として整備することになる。
- ・リバーサイド住宅部分は計画上どのような位置づけになるのか。
 県の回答⇒河川整備基本方針を視野に入れた先行補償であり、いずれ河川整備計画に位置づけることになる。
- ・平成 22 年度以降残事業を示す緑色の着色は、既存計画に基づく残事業を示し、河川整備計画で位置づける事業とは別の事業になるのか。
 県の回答⇒河川整備計画で位置づける事業とは別の事業である。
- ・床止工に砂を溜めていくことの是非について、問題提起したい。
- ・治水と環境のバランスをどのように考えるかを整備計画に載せていくべきであり、その議論をする必要があると考える。
- ・名塩川合流点において、名塩川は本川と滑らかに合流するように配慮すべきである。

3. その他

(1) 河川整備基本方針の国土交通大臣同意について

県から資料4「河川整備基本方針の国土交通大臣同意」に基づき以下の2点についての説明が行われた。

- ① 河川整備基本方針が平成21年3月10日付けで、国土交通大臣の同意を得たこと
- ② 国土交通省との協議過程において、河口を主要な地点として追記したこと

(2) 県の人事異動について

県から参考資料2「4月の人事異動に伴う武庫川に係る職員の異動」に基づく説明があり、委員会は県に対し、今回の人事異動により提言をまとめる過程において議論に直接かかわった県の担当者がすべて移動したことに留意し、これまでの議論内容の伝承、把握に努めることを要請し、確認した。

(3) 出席者名簿について

委員会は県に対し、毎回運営委員会に出席している(株)建設技術研究所のメンバーを行政側の出席者名簿の中に記載することを要請した。

◆ 補足説明

2. 河川改修工事の実施状況について

『リバーサイド住宅が広域基幹河川改修事業区間に属することについての補足説明』

- ① リバーサイド住宅は、広域基幹河川改修事業の事業区間に属している。このため、現計画流量2,600m³/sを流下させるために必要な河川幅の中にある用地の取得及び家屋の移転補償は広域基幹河川改修事業で行う。
- ② 基本高水流量が4,690m³/sに決定したことから、リバーサイド住宅付近の河道分担量は3,300m³/sとなり、現計画から大幅に増加した。この流量を安全に流下させるための河川改修計画を検討したところ、右岸へのさらなる引堤が最適であると判断した。

③ 以上の判断により、現計画の移転対象外区域についても、将来的には河川改修による移転が必要になることが判明した。そこで、見直した河道計画に基づき先行的に用地取得及び家屋移転補償を行うことになった。

④ 見直した河道計画は、今後河川整備計画に位置づけていく。

第90回 運営委員会

平成21年7月6日
西宮市男女共同参画センターにおいて

武庫川企画調整課と事務局を共にする建設コンサルタントの主要作業メンバーも入れ替わり、2回目の運営委員会が開催されました。第89回運営委員会において委員会から県に出された要請事項はどのように作成、提示されるのか、興味深い中、主に「既存ダム」「武庫川峡谷の環境調査の状況」が報告され、協議が行われました。また、今回の運営委員会には多数の意見書が提出されましたが、委員会が重要視してきた流域連携に関わる意見書については時間の都合により、議論に至りませんでした。委員15名、県担当者14名、建設コンサルタント3名が参加し、3時間半におよぶ協議が行われました。

【配布資料】

<既存ダム>

資料1 既存ダムについて

<峡谷に係る環境調査状況>

資料2 植物・植生の保全・再生に係る調査について

<その他>

資料3 武庫川水系における増水警報システム(回転灯)の設置について

資料4 治山・治水アクションプログラムの策定

<委員からの意見書>

資料5 意見書「河川整備計画の策定についての基本的な考え」

資料6 意見書

資料7 意見書「2009年度武庫川水質一斉調査の結果と意見」

資料8 意見書「武田尾地区浸水対策について」

資料9-1 意見書「武庫川三田地区河川改修について」

資料9-2 意見書「武庫川三田地区河川改修について」に関する説明資料

資料10-1 意見書「阪神連続立体交差に係る武庫川橋梁対策について」

資料10-2 意見書「阪神連続立体交差に係る武庫川橋梁対策について」に関する説明資料

資料11 意見書

<参考資料>

1. 第89回運営委員会の協議状況

【協議の概要】

1. 既存ダムについて

(1) 長期水需要予測について

県から資料1「神戸市の推計(製造用水)に出荷額を使用していない理由」「負荷率と年降雨量の相関について」に基づく説明があり、協議の結果、委員会は以下の事項を県に要請した。

- ① 神戸市、西宮市(北部)の過去10年間の月毎の負荷率(実績日平均給水量と実績日最大給水量から求める)を整理したものを提示後、専門委員が分析を行う。
- ② 千叡ダムの渇水想定規模を神戸市に確認し、報告する。

(2) 過去の渇水危機の実績について

県から資料1「過去の渇水の実績」「青野ダム・千叡ダム・丸山ダムにおける4月以降の貯水率の推移」に基づく説明があり、それに対して委員から質疑が出された。

<委員の主な質問・意見>

- ・千叡ダムは、洪水期に常時満水位から1.5m水位を下げて運用することになっているが、現在のゲートの状況はどうなっているのか。また、水位1.5m分の容量は、貯水率にするとは何%程度になるのか。
県の回答⇒6月1日までにゲートを全開状態にしている。常時満水位から1.5m下げた分の容量は、貯水率15%に相当する。
- ・4月以降の貯水率の推移を検証すると、空梅雨といわれ青野ダムは減少傾向であるのに対し、千叡ダムは減少していない。千叡ダムでは水を使用していないのではないのか。
委員の意見⇒集水域が大きいからではないか。あるいは流入量分だけ使うなどの需給バランスをとった結果であると思われる。
- ・青野ダムと千叡ダムの貯水状況の差は、ゲート操作や水管理の違いにあると思われるが、その考え方の違いは何か。
県の回答⇒千叡ダムは、洪水時に放流能力が不足することから洪水期にはゲートを開いており、水位は常時満水位から1.5m下がった位置で維持されている(貯水率100%までは回復しない)。一方、青野ダムは十分な放流能力があることから貯水率100%の満水状態まで水を貯めることができる。
委員の意見⇒千叡ダムでも設計放流量を大きくすることが出来れば、より多く貯留することが可能になると考える。
- ・7月初旬に千叡ダムの水位が上がっているのは何故か。
県の回答⇒ゲートを全開にしているので放流量の上限は決まっている。このケースはたまたま流入量が放流能力を上回っているため水位が上がっている。
- ・7月初旬のようなケースは、豪雨が発生したら危険な状態につながるのか。
県の回答⇒大きな洪水が来た場合には危険な状態であることになるが、7月初旬での程度の量であれば危険ではない。
- ・負荷率と年降雨量の相関関係についての説明は、どのような仮説のもとに作成された資料であるのか。西宮市については平成13年以降相関関係があると思われるが、説明してもらいたい。
県の回答⇒提示した資料は、前回の運営委員会で委員から出された「負荷率と年降雨量に相関関係があるのではないか」との指摘から作成したものである。
- ・負荷率の算出に用いている最大給水量は「給水可能量」「実績水量」のどちらを用いているのか。
県の回答⇒実績水量を用いている。
- ・負荷率とは高い方が望ましいのか、低い方が望ましいのか。
県の回答⇒負荷率とは、最大給水量と日平均水量の比率であり、差が小さければ営業は楽になる。
- ・負荷率は施設効率であることから、最大給水量は給水可能量になるのではないのか。
- ・負荷率は年平均値ではなく季節ごとの値を見るべきではないか。

- ・神戸市は給水人口が多いので雨量と負荷率との相関は出ていないのではないかと。つまり、人口が多い地域では安定的な供給となり、人口が少ない地域では雨量変動（季節変動）と若干相関が表れる。そのような観点からすると、季節変動まで対応した水管理が必要になる。そこで、豊水年と渇水年をピックアップして一年の季節変動を検証し、月単位の供給量と月雨量を整理すると何か傾向がつかめるのではないかと。
- ・資料では直近10年間の相関を見ているが、この10年間に渇水年を含むかは定かではない。平成6年は渇水年であったが、千苺ダム程度の流域面積になると、渇水の被害から逃れることが考えられる。平成6年の渇水規模はどのような状況であったのかを詳細に調べることに意味があるかもしれない。
- ・通常、水道事業では「10年に1度の渇水に対応できる計画」としていることから、10年規模の渇水で議論し、答えを出すべきである。
- ・千苺ダムほどの程度の渇水を想定しているのか、確認してもらいたい。
 県の回答⇒負荷率については算定条件を確認してデータを整理のうえ提示し、専門の委員に分析をお願いしたい(⇒委員了承済み)。その場合必要なデータ整理は、神戸市分だけで良いのか。
 委員の意見⇒神戸市全体と西宮市が必要である。また、1日平均給水量、1日最大給水量がともに実績水量の場合は両方提示してもらいたい。
- ・第89回運営委員会資料において、有収率の設定方法は「西宮市は実績の最大値」「神戸市は最小値」と異なり、さらに原単位の設定方法も西宮市と神戸市で違うのは何故か。
 県の回答⇒有収率については、神戸市と西宮市は同程度の有収率である。設定方法の相違は、神戸市は施設整備が進んでおり、西宮市はこれから整備を進めるところに起因すると考えられる。原単位については直近3ヵ年の平均値を使用し、妥当であると考えます。
- ・4月以降の貯水率の水位がグラフに示されているが、それぞれのダムの貯水率10%が何m³に相当するのかについても明示してもらいたい。
 県の回答⇒ダム貯水率100%は、青野ダム930万m³、千苺ダム1,124万m³、丸山ダム189万m³として10%を算出している。

2. 植物・植生の保全・再生に係る調査について（武庫川峡谷環境調査）

県から、峡谷環境調査のうち、資料2「植物・植生に係る調査の進捗状況」に基づく説明があり、協議の結果、委員会は以下の事項を県に確認、要請した。

- ① 今回の報告は進捗状況の中間報告であり最終的な結論ではない。
- ② 今後、環境調査の結果を報告する際には、専門家と県の見解を明確に分けて説明する。

<委員の主な質問・意見>

- ・説明に調査結果の結論的なものが示されたが、それは専門家の意見であるのか。専門家と県の意見は明確に分けて説明すべきである。必要により委員会から専門家に意見を求めたい。
 県の回答⇒説明の目的は進捗報告であり、専門家も県も結論は出ていない。しかし、結論のように聞こえた説明は、不適切であった。
 委員の意見⇒専門家と県の間関係を確認したいので委託契約書を提示してもらいたい。
- ・貴重種ごとに現地個体数や湛水条件は異なるはずである。しかし、冠水試験等では各種とも一律に5個体の試験個体で実施している。現地の個体数等を踏まえて試験に使用する個体数のバランスを考慮すべきである。

県の回答⇒冠水試験等に用いたものは現地採取したものではなく、種を採取して別の場所で栽培したものを用いている。また、試験湛水の短縮目標を検討するための試験は、生存・枯死の割合をみることが重要であるため、必ずしも現地の個体数見合いの試験個体数による実施の必要はないと考えている。

- ・調査結果の評価は河川部局だけで判断するのか。

県の回答⇒調査結果の評価は各分野の専門家で構成する河川審議会環境部会にお願いする。

- ・現在「環境の2つの原則」の後半部分の検討が進められているが、検討状況は次回運営委員会に報告してもらえるのか。

県の回答⇒現在検討中である。前例のない取り組みのため、専門家の指導を仰ぎながら進めており、検討が少し遅れている状況にある。

- ・「環境の2つの原則」の検討では、「現状維持に限らず現在の河川状況をどう改善するか」という積極的な視点で整備計画に盛り込む検討をしてもらいたい。また、既に課題が判明している箇所に関しては、整備計画にその手当が落とし込めるようにまとめてもらいたい。

3. その他

- (1) 武庫川水系における増水警報システム(回転灯)の設置について

県から資料3「武庫川水系における増水警報システム(回転灯)の設置」に基づく説明があり、協議の結果、委員会は県に以下の事項を要請した。

- ① 都賀川水難事故調査団の報告において必要視されている流出抑制を整備計画に位置づける。

- (2) 治山・治水アクションプログラムの策定について

県から資料4「治山・治水アクションプログラムの策定」に基づき、すでに武庫川流域で策定されている「防災施設図」と「警戒情報図」が公表されたことの説明があった。

- (3) 河川整備計画の策定についての基本的な考え

委員から、表記に関する資料5「意見書」に基づく説明があり、その中の「ハザードマップに関する質問」に関して県から以下の回答が出された。

◇ 尼崎市ハザードマップの表現方法について

- ・会計検査院は会計実地検査の過程において、「同一市町村内に直轄管理河川と都道府県管理河川があり、それぞれの浸水想定区域が重複する場合、各河川の対象とする降雨確率が大きく異なり、洪水発生確率が大きく異なる場合などは、それぞれ単独の浸水想定区域図ごとにハザードマップを作成すべきである」という見解を示した。
- ・尼崎市のハザードマップが猪名川と武庫川を単独で作成しているのは、「異なる管理範囲」、「中央官庁からの会計上の取扱い」とした理由からではなく、会計検査院等の見解を踏まえ、浸水想定区域の対象とする降雨確率や降雨分布が猪名川と武庫川で異なることなどが理由であり、尼崎市洪水ハザードマップ作成検討委員会で協議し決定した。

- (4) 公開質問状と回答について

委員から表記に関する資料6「意見書」が提出された。

- (5) 2009年度武庫川水質一斉調査の結果と意見

委員から表記に関する資料7「意見書」に基づき、2009年度に「武庫川づくりと流域連携を進める会」で実施した武庫川水質一斉調査の結果報告と県に対する今後の協力要請などの意見が出された。

(6) 武田尾地区浸水対策について

委員から表記に関する資料8「意見書」に基づいた説明が行われ、それに対して県から移転交渉経過に関する以下の報告が行われた。協議の結果、委員会から次回運営委員会において「生瀬地区などにおける既存事業計画」の内容説明と既存計画に関する個別の意見交換を行うことを要請し、確認を得た。

◇ 武田尾地区移転交渉経過

- ・地図の訂正が完了し、新たな提案を含めた全体説明会、治水対策委員との協議、自治会長との協議等を詰めているが、関係者それぞれの意向が異なるため今後も引き続き交渉を続ける。

(7) 武庫川三田地区の河川改修について

委員から表記に関する資料9-1「意見書」に基づく説明が行われ、それに対して県から資料9-2に基づき「滞筋を保全した部分的な維持掘削である」とする説明が行われた。

(8) 阪神連続立体交差に係る武庫川橋梁対策について

委員から表記に関する資料10-1「意見書」に基づく説明が行われ、それに対して県は資料10-2を説明資料として提出したが、時間不足により次回開催の減災対策検討会の場で意見交換を行うことで合意、確認された。

(9) 流域連携について

委員から表記に関する資料11「意見書」に基づく説明が行われたが、時間不足により次回運営委員会において「委員からの問題提起」という形で議題に挙げ、意見交換を行うこととして合意、確認された。

第91回 運営委員会

平成 21 年 8 月 25 日
西宮市大学交流センターにおいて

今回の運営委員会は、前回運営委員会から引き継いだ「既存ダム」、「環境調査」に「河道対策」を加えた3つの議題を中心に協議が行われました。後半では、前回時間切れにより協議されなかった委員からの意見書に基づく報告が行われましたが、前回から提示され最も興味深い流域連携に係る意見書については今回も議論に至りませんでした。

今回で整備計画原案作成に向けた既存ダムの協議は一段落の印象を受けましたが、第89回に出された千苺ダムの改造計画に関わる放流口の質疑応答に関する内容や検討中とされた事項の報告は、今回の運営委員会では提示されないままの終了です。千苺ダムは、提言書作成時から武庫川流域の1/5を集水面積とし、近年の社会背景に対応すべく社会資本の再整備にも合致し、新規ダムの代替案として委員会が最も関心を持ち重視した対策でした。竣工から90年を超えるダムの放流口は現行の技術基準を満たしておらず、異常な集中豪雨が多発する傾向にある近年、流域の安全性を第一に考えた場合、放流口の改築は必至であると考えてきましたが、整備計画に改造計画が盛り込まれるのかどうか疑念を抱く終了でした。

委員14名、県担当者14名、建設コンサルタント3名の参加により、3時間半の協議が行われました。

【配布資料】

<既存ダム>

資料1 既存ダムについて

<環境調査>

資料2 武庫川峡谷環境調査の進め方

<河道対策>

資料3 生瀬地区の河川改修について

資料4 武庫川における堤防強化対策の状況及び今後の方針について

資料5 築堤区間の河道対策について

<その他>

資料6 平成21年8月9日～10日の豪雨について

<委員からの意見書>

資料7 意見書

資料8 意見書

資料9 意見書

資料10 質問書（佐用町の水害についての質問）

<参考資料>

1. 第90回運営委員会の協議状況
2. 都賀川水難事故調査について

【協議の概要】

1. 既存ダムについて

県から資料1「西宮市と神戸市の月別取水量データと月別降雨量データ」の資料提供と「神戸市が想定している千苺ダムの渇水規模」についての報告があり、それに対して協議が行われた。

<委員の主な質問・意見>

県から追加の報告⇒千苺ダムが想定している規模の渇水を神戸市に確認したところ、「千苺ダムの渇水規模は20年間で2番目の渇水を想定」という回答があった。

- ・千苺ダムの月別負荷率は、0.85（計画値）を割る時が少ないが、計画値よりも実績の方が多いため、0.85という設定値は厳しく見積もっている可能性があると考えられる。また、利水計画では人口推移が最も重要である。50年、100年先の長期的な人口予測は一般に減少することから、利水量も減少すると考えられるが、利水計画で考える長期的な目標と治水の長期的な目標で整合性が取れるのか教えてもらいたい。

県の回答⇒治水の長期的な目標と利水の長期的な目標でどのように整合性を取る必要があるのかまだ分からない。

- ・治水計画は長期的な視点で行われる。しかし、利水計画は50年先の人口が減少することが明らかであるにもかかわらず長期的な視点で計画が立てられていない。つまり、現在の利水計画は10年ごとの段階的な計画であり、長期的な計画のもとでの段階的な計画ではない。このような考え方で整合が取れるのか疑問である。

県の回答⇒利水安全度と長期的な目標は別の問題である。「現在あるいは近い将来の水需要に対してどの程度の安全度で水供給をするのか」という場合に、「10年に1回の渇水に対しても安定した水供給をする」というのが安全度の話である。一方、利水面の長期的な目標について、たとえ50年、100年先の人口減

少が予測できても、現段階で水処理施設を減らすという話ではなく、施設の更新時期に施設の耐用年数の範囲内で決めることが妥当であると考えている。

- ・ 利水安全度を見直す必要はないが、人口減少は利水に大きな影響を及ぼす。人口減少は、治水にはさほど影響しないが、利水の場合、安全度は確保されても人口減少による給水量は減少していく。利水計画の中ではそのことも考慮する必要があると考える。水道事業者は、段階を追って見直す検討をしているのか知りたい。

県の回答⇒水需要が増加する場合は、必要時に送水できない事態を避けるために、先回りして施設整備を行う必要がある。しかし、水需要が減少する場合は減った段階で無駄のないように施設整備を見直せば良いのではないのか。

- ・ 水需要の減少を利水の長期的な目標に加味し、水需要が減った場合には、減少分を治水に転換できないか考えてもらいたい。

県の回答⇒単純に人口減少が水需要の減少をもたらすと判断できるとは限らない。「利水容量が余る」という予測に対し、30年後に治水転換するといった不明確な契約をすることは不可能である。

委員の意見⇒50年、100年先というスパンで議論するのは問題のすり替えであり、今は30年の整備計画を作る際の既存ダムの活用について議論している。30年間の人口減少によって水需要の減少が生じれば利水容量に余裕が出るという話である。

委員の意見⇒“100年確率”と“100年先”を混同した議論である。1/100年確率の渇水が来年発生するかもしれない。100年後に人口減少しているから水需要が減るだろうという議論を一緒にするのは乱暴過ぎるのではないのか。「平常時の水需要は減少するだろう」という話と「渇水年に必要水量が確保されているのか」という話は少し違う。渇水年でも水を使う人は平常時と同じ水の使い方を期待しているので、その量に耐えられるかどうかである。平常時の原単位が減っていることを渇水時に当てはめた議論をすべきかどうかは考える必要がある。「人口に応じて施設を減少する」という議論に関しては、「配水・浄水施設の規模をどうするかという観点では重要である」と思うが、「渇水時の貯水量をどのように確保して生活に支障がないようにするのか」という話とは少し次元が違うと思われる。渇水時に問題となるのは飲料水だけではなく水洗・風呂等の水量もある。これらの水供給システム維持の話題と人口一人あたりの飲料水量が少し減った分がセーブできるであろうという話を人口減少による水需要減少の話題の延長線上で議論するのは妥当ではないと考える。

委員の意見⇒水需要量の内訳には、飲料水量だけでなく、水洗・風呂等の水量もきちんと考慮されていると理解している。

委員の意見⇒原単位は、単に水使用量を人口で割ったものである。人口の増減による水需要の増減の議論と社会のシステムとして生活するための水需要を維持し続けていくという話題は直接つながった話ではないと考える。

- ・ 渇水時にも平常時と同じような水供給を期待しているという意見があったが、そのためには平常時の3～5倍の貯水のできる施設をつくっておく必要があるということになるのか。

県の回答⇒そうではない。しかし、既存ダムに対して治水転換をした時に渇水リスクが増えるのは事実である。

委員の意見⇒渇水リスクが増えるとは限らない。満水時に利水容量を減らして治水活用をするということである。利水減少分が補充されなかった場合のリスクが問題にされているが、そのリスクに対するシミュレーションをしてもらった結果、ゼロではないが極めてリスクは低い。その場合の対処としては、節水、最小必要限度の水利用をする等で凌ぐしかない。渇水時に備えて水使用量が減ったとしても、平常時でも治水転用せずに貯留しておくべき、というのは少し理解し難い。

委員の意見⇒給水制限をする場合、高台の住民にはシビアな影響がある。渇水時に平常時と同様の水供給を求めるのは贅沢として議論するのか。水道関係者は渇水時においても本来期待されている水供給システムを維持することを目的として努力している。

- ・10年、20年、30年後の人口減少予測をして渇水時に水需要がどうなるかシミュレーションをお願いしたい。千苧ダムが想定している渇水規模に対してどれだけの量を確保しておかなければならないのか、またそれは満水位から水深何mであるかも出してもらいたい。

県の回答⇒想定している渇水規模で満水状態から一年間放流した時にダムが空になる量であることから、どのくらい水が残っているかという話ではない。

- ・平成6年の渇水時はダムが空っぽになったが、どれくらいの規模であったのか調べてもらいたい。

県の回答⇒過去20年間で最大の渇水であり、ダムは空っぽになり、さらに水が不足したので武庫川から直接補填した。

- ・既存ダムの利水施設を治水活用することに対する議論の焦点は2つである。一つは確率としては極めて低い渇水期間が長期に及ぶ時の考え方である。二つめは治水転用する際に費用が必要になるかどうか。この2つを整理すれば、新規ダムを建設するより既存ダムを活用する方が正しい選択ということになる。ものの考え方を整理しなければ数値上のシミュレーションをしても決定打にはならない。水需要に関する問題の捉え方、あるいは渇水時における平常時同様の水供給の必要性を前提にした考え方をする必要があるので、というところに大きな論点があると考えられる。

- ・過去に5日間で水量が回復するかどうか調査が行われていた。10日間で99%回復するのであれば、10日分×取水量/日の水量を最低確保すればよいという考え方はできないか。

委員の意見⇒この件については、過去に委員会で議論し、県も理解している。

- ・貯水量を変えた場合、渇水リスクをどう評価するのかを抜きにして、人口減少と原単位から水需要が減ることを見越して「渇水リスクは生じない」という議論になっている。治水に貢献しようという議論が中心になっているが、利水のことを中心に考えた場合、利水に軸足を置く人々が同意するかどうか疑問である。

- ・「治水、利水、環境保全」それぞれが要求するレベルを考え、どのように整合させていくかが流域委員会の最も根元的な議論である。県からの説明は県の意見として聞き置き、流域委員会としても考えなければならない課題である。

- ・渇水リスクを軽んじて治水に回すべきであるということではない。現在、認識されている渇水リスクを認めた上で、治水と利水の関係を見た場合、人口変動の要素が最も大きい。原単位は産業構造や生活様式が変わらない限り大して変化はしないことから、人口の変動をどう見るかが考えどころである。治水転換によって利水安全度が減るのではなく、治水安全度と利水安全度を同レベルで考え、対策費用については事業を進める中で治水の場合は変わらないが利水の場合は変わる可能性があることを考えておくべきである。

2. 環境調査について

前回の運営委員会において、県が行なった「峡谷環境調査の進捗状況」の説明に対して委員会側からは「環境調査における専門家の関わりが分かりにくい」という指摘が出された。これらを踏まえて県から資料2「武庫川峡谷環境調査の進め方」に基づく説明が行われ、協議の結果、以下のことが確認された。

- ① 委員会は環境調査の調査内容に関わるのではなく、調査結果が反映された整備計画に対して議論する。
- ② 「環境の2つの原則」、アユ調査について、委員会は、県がアウトプットを示した段階でそれに対する改善策を提案する。

<委員の主な質問・意見>

- ・特記仕様書9条「専門家の指導やヒアリングについて」は、外部の専門家に再委託をするのか。それとも個別の専門家に対して委託先がヒアリングを行うのか。
県の回答⇒必要に応じて外部の専門家にヒアリングを行う。
- ・個別にヒアリングした意見を委託先が取りまとめ、どの専門家がどのような意見を述べたのかまでを報告書に記載するのか。
県の回答⇒報告書には専門家名は記載していない。
- ・環境調査の報告書は既にできているのか。
県の回答⇒平成20年度までの成果はできている。
- ・前回報告との関係はどうなるのか。前回報告は中間報告になるのか、あるいは最終報告になるのか。
県の回答⇒耐水・耐水圧実験結果は前回報告が最終の結果である。調査結果の評価は環境部会でこれから行う。
- ・前回の運営委員会で「専門家の意見と県の意見は明確に区別すべきである」と指摘した。専門家の意見はどこに該当するのかよく分からないが、出来上がった報告書は、委託先の評価、すなわち専門家の意見のみが反映されたものであるのか、それとも県の意見を反映させたものであるのか。
県の回答⇒専門家の指導を踏まえて委託先がとりまとめたものである。
- ・資料2図中の「創造協会等」の“等”とは何か。他のコンサルタントにも委託しているのか。
県の回答⇒他のコンサルタント会社にも委託している。具体的には㈱建設技術研究所、いであ株式会社であり、アジア航測株式会社にも一部の調査を委託している。
- ・今回提示の平成20年度委託仕様書はその4社に係る仕様書であるのか。
県の回答⇒今回提示したものは、前回の運営委員会で説明済みの「植物の冠水・耐水圧試験」に係る「ひょうご環境創造協会」との委託契約における特記仕様書である。他の3社については別途特記仕様書が存在する。
委員の意見⇒整備計画の原案が提示される際には、当然ベースである調査が議論の対象になる。そこで、今の段階で提示可能な3年間の調査の軌跡を事前に提示することにより、原案が提示された時の齟齬を少なくすることができる。運営委員会開催の趣旨や目的を再認識し、関係資料を全部出してもらいたい。
- ・環境には「人・歴史・文化と自然との関係」も含まれるが、仕様書にそのような調査項目は含まれていない。また、「景観」に関する調査についてもダムサイトだけでは不十分である。この調査内容では一般人が考える環境の一部に過ぎない。

県の回答⇒「ダムサイトがどのように見えるか」という観点だけではなく、峡谷の景観の観点からフォトモンタージュを作成し、ダムの影響を明らかにした上でその軽減策を考えていくつもりである。

- ・仕様書に「環境の2つの原則に関する調査」とする魚道調査があるが、内容はこれがすべてであるのか。また、「環境の2つの原則に関する調査」はすべて終了したのか。

県の回答⇒魚道評価については「環境の2つの原則」の前半、「現在の環境の把握・評価」の中で、川の連続性の評価をした。ここでは「魚道の有無に関わらず横断工作物の比高が20cm以上あれば移動は不能」という判断をしており、連続性を正しく評価できていないという指摘があったため、ひょうご環境創造協会に委託して調査を実施したものである。「環境の2つの原則」に関する調査は他のコンサルタント会社に委託し現在も実施中である。

- ・前回委員会では「環境の2つの原則と河川改修全体との関わり」でどのような検討をしているのか説明を要請したが、それに対して出された資料は魚道の評価のみである。

県の回答⇒「環境の2つの原則」に関する現状評価の部分については過去の運営委員会での説明済である。

委員の意見⇒委員会としての評価のために、「環境の2つの原則」がある程度まとまった段階で資料を見せてもらいたい。

- ・「環境の2つの原則」と河川改修全体の関係に関する調査は、仕様書のどこに記載しているのか。

県の回答⇒本日提示の特記仕様書以外の仕様書に記載している。

- ・資料2は、前回指摘を受けた事項に対する資料と把握している。過去に行われた「武庫川ダムの環境アセスメント」の手続きのための調査内容はざさんなものであった。したがって、今回の調査は信頼性の確保が極めて重要なポイントになると思われる。そのように考えた場合、峡谷環境調査と「環境の2つの原則」と「アユ調査」の議論は分けて行うべきである。前向きな取り組みである「環境の2つの原則」と「アユ調査」に関しては、委員会はアウトプットに対する改善策を提案することが望まれる。一方、「峡谷環境調査」については、信頼性の確保が重要であり、委員会は調査内容に関わるのではなく、その結果が反映された整備計画に対して議論した方が望ましいと考える。

県の回答⇒当該環境調査の説明は、仕様書の説明が目的ではなく、前回の運営委員会での質問に対する回答である。「環境の2つの原則」については、現在専門検討会で議論中であり、区切りのついた時点で報告説明する予定である。

- ・JR西日本から宝塚市に対して、「武庫川廃線跡を閉鎖したい」という申し出があった。宝塚市は「関係機関に意見を聞いて欲しい」と返答したが、この情報は県庁に伝わっているのか。人が立ち入れなくなると渓谷の自然環境の保護にはなるが、渓谷の重要性がなくなるなど、廃線跡の閉鎖に伴う影響を考える必要がある。

3. 河道対策について

(1) 生瀬地区の河川改修について

県から資料3「生瀬地区の河川改修」に基づく説明があり、それに対する協議が行われた。

<委員の主な質問・意見>

- ・生瀬地区は掘削による改修をしないのか。

県の回答⇒下流からの進捗や河川整備計画の決定に応じて実施していくため、今回は掘削しない。

- ・護岸施工の仕様は張りブロックになるのか。
 県の回答⇒環境配慮型ブロックの使用を検討しているが、地元と協議の上決定する。
- ・図面の表示は、右岸側を埋める事を指すのか。
 県の回答⇒理論上の計画断面のラインを示しているものであり、埋めるわけではない。
- ・残事業のうち、護岸の完了はいつになるのか。
 県の回答⇒河川整備計画の期間ということになる。
- ・景観の良好な流域であり、河原では市民が親しむ光景が見られる。委員会等を立ち上げて、景観についてトータルにバランスを考慮した川づくりを計画すべきである。
 県の回答⇒河原で人が親しむというのは、半面、バーベキューをしたり、夜遅くまで花火をするなど地元にとっては迷惑な部分もあり、苦情が多いところでもある。一方、生態系的には重要な場所であることから、専門家の意見を参考にし、地元の意見も取り入れて、計画するつもりである。どのような形式で進めるかについては、地元の意向も聴取して決めたい。
- ・リバーサイド住宅地区の跡地を遊水池にする方向で河川整備計画に位置づけてはどうか。
 県の回答⇒現況が通学路として利用されていること、現状で住んでいる方がおられることから、利用方法については、関係者との協議が必要になり、近々の河川整備計画に位置づけるのは難しいと考える。
- ・事業化して予算計上する時点で地元と協議する場を設けていくべきである。
 県の回答⇒河川整備計画に位置づける段階で、地元と協議する必要はないと考える。
 後に実施の段階で地元と協議して進めることが一般的である。
 委員の意見⇒予算段階で地元と協議するという基本姿勢を河川整備計画に記載してもらいたい。
- ・西宝橋は狭く、付近で交通事故が多い。西宝橋の改修についてどのように考えているのか。
 県の回答⇒西宝橋の管理者である西宮市が決めることであり、県から要請することはできない。

(2) 武庫川における堤防強化対策の状況及び今後の方針について

県から資料4「武庫川における堤防強化対策の状況及び今後の方針」に基づく説明があり、それに対して協議が行われた。

<委員の主な質問・意見>

- ・詳細検討の目的は何か。
 県の回答⇒当初は500mピッチの概略設計であったが、現場に入ると場所により背後に盛土があるなど形状に差異が見られ、ボーリングの追加調査を行うことになり、詳細設計を行った。
- ・詳細設計の主たる目的は、C・D区間においても安全率が1.2より小さい区間を見つけることであるのか。
 県の回答⇒それも含めてチェックするということである。
- ・C・D区間で悪いところが見つかった場合、そこだけを実施するのか。
 県の回答⇒まず、一連区間で実施する必要があるかどうかを検討することになる。
- ・詳細設計の結果、対策不要の区間がでてきたということか。
 県の回答⇒対策不要の区間がでてきたということである。
- ・標準断面で安定計算をするときの、土質の考え方を教えてもらいたい。
 県の回答⇒3本のボーリング結果を平均している。

- ・工事が終わったところは、すべて基準安全率が1.4 となっているのか。
 県の回答⇒基本的に1.3 ～1.4 は確保できている。実際には、基準安全率1.4 のところで1.3 のところもあるが、場所によって、河表側、河裏側ともに対策が必要なところなど、1.4 に上げることが困難な箇所もあり、次の対策として河川整備計画に位置づけて、実施していきたい。
- ・阪神電鉄橋梁上流左岸で、堤防の中段に家が張り付いている地区は、対策が困難である。数値による評価ではなく、危険であるという位置づけになる箇所もあるが、堤防と民家の位置関係に観点を移し、補助スーパー堤防などの考え方を取り入れるべきである。
 県の回答⇒詳細検討の結果、阪神電鉄上流は、民家が建っていても堤防幅が大きく安全な箇所もある。
- ・民地によって堤防幅が大きくなっているところでも河川堤防として評価されているのか。
 県の回答⇒堤防として評価している。
- ・民地になっている部分を色分けして整理した図面は作成されていないのか。
 県の回答⇒堤防強化の事業に関して、とくに色分けした図面は作成していない。
 委員の意見⇒堤内地に古い木造住宅がゾーンで立地するような箇所は色分けして明示した方がわかりやすい。
 委員の意見⇒堤防を評価しても、工事費が必要であり、それが課題である。H18年度から3ヶ年で1.7kmの工事が完了したということであるが、残区間の費用と期間をどの程度必要とするのかについても説明しておくべきである。
- ・整備計画では、まさに前述のことを精査し、位置づけていくということであるのか。
 県の回答⇒それでよいが、整備計画策定までに詳細検討が全区間で終了し、それらを反映させた整備計画ではないことは理解してもらいたい。

(3) 築堤区間の河道対策について

県から資料5「築堤区間の河道対策」に基づく説明と、築堤区間最下流部における流下能力のネック部を解消するための方策の一つとして、低水路掘削による治水対策を検討している旨の報告があった。また、低水路掘削の安全性と社会的影響を確認するために、以下の5点について詳細検討を行なっていることが報告された。

- ①河床変動計算
- ②水理模型実験
- ③塩水遡上計算
- ④地下水流動計算
- ⑤国道橋梁の架替え検討

<委員の主な質問・意見>

- ・掘込区間では河道が満杯になるほどの洪水が流れても安全だということになるのか。
 県の回答⇒掘込河道では破堤による氾濫がないことから、築堤区間と比較すると被害が少ない。しかし、護岸の質的な強度が劣る箇所では対策が必要である。掘込区間は決して「満杯になってもよい」と言っているのではなく、築堤部における安全度の確保を優先するということである。掘込河道においても将来的には計画高水位以下で洪水を安全に流すことが必要であると考えている。
- ・資料5「流下能力図」は、不等流計算、等流計算のいずれの算出によるものであるのか。
 県の回答⇒不等流計算によるものである。

- ・密集市街地を流れる築堤部では、単に低水路を掘削して洪水が流れれば良いというものではないので、しっかりと安全性の検討を行うべきである。
- ・低水路掘削の安全性や社会的影響に関する検討項目については、議事録に記録してもらいたい。

4. 流域連携ほか

資料7「意見書」に基づいて流域連携をテーマにした意見交換を行う予定であったが、時間不足により次回の議題として扱うことで合意、確認を得た。

5. その他

(1) 平成21年8月9日～10日の豪雨について

県から資料6「平成21年8月9日～10日の豪雨」に基づく説明が行われ、それに対して委員会は、武庫川水系河川整備計画策定に向けた参考事象として、豪雨から得られた情報などをさらに詳細に報告するよう要請した。

(2) 総合的な治水対策について

委員から、資料8「意見書」に基づき、参考資料2「都賀川水難事故調査について」に記載されている流域対応の施策実施の内容について、「総合的な治水対策としてもっと積極的に行政が住民に啓発し、推進すべきである」とする意見が述べられた。

第92回 運営委員会

平成 21 年 10 月 23 日
兵庫県民会館において

今回からの運営委員会は、河川整備計画原案の提示に向けた整備計画原案の検討状況についての報告を中心とする会議です。これまで、今後提示される整備計画原案において論点の中心になるであろうと思われてきた新規ダムは、一年前には予想されなかった政権交代により、大きく後退する様相になりつつあります。そのような中で、武庫川峡谷の環境調査はどういう扱いになるのか。既存ダム活用への期待をはじめ、委員会提言書に盛り込まれてきたさまざまな対策がどこまで整備計画に載せられるのかが今後の協議の興味深いところです。また今回は、これまで意見書として数回提案されてきましたが、時間不足により協議に及ばなかった流域連携に関わる議題も含め、委員 12 名、県担当者 14 名、建設コンサルタント 5 名が出席し、4 時間半に及ぶ協議が行われました。

【配布資料】

<各対策の検討状況>

資料1 各対策の検討状況

<委員からの意見書等>

資料2 意見書

資料3 武庫川河川改修事業他について

資料4 意見書

資料5 国道176号線改良工事に伴う路線計画について

資料6 武庫川峡谷の山腹崩壊対策

資料7 意見書

資料8 参考資料

資料9 再び ダム建設の是非について

<参考資料>

1. 第91回運営委員会の協議状況
2. 武庫川ダム建設事業の位置づけについて

【協議の概要】

1. 河川整備計画(原案)の検討状況について

県から河川整備計画(原案)の検討状況について「2009年度の秋を目途に現在原案作成の作業中であるが、関係機関等との協議調整によっては時期がずれ込む可能性があり、現時点で原案提示の時期を明らかにすることは出来ない」という趣旨の説明が行われた。

<委員の主な質問・意見>

- ・原案とは、文章で作成するのか、また、フレームや枠組みを示したものになるのか。

県の回答⇒基本方針(原案)と同様に、文章で作成した原案を提示し、説明については、ポイントを絞り、わかりやすく説明する予定である。

- ・質的にはどのような熟度のものを提示するのか。

県の回答⇒基本方針をベースに整備計画でどこまでできるかを精査し、作成するものである。

2. 各対策の検討状況について

県から資料1「各対策の検討状況」に基づき、河道対策、既存ダム活用、新規洪水調節施設、流域対策、減災対策、流域対策・減災対策推進のための制度整備、河川整備計画のフォローアップ組織の各項目について、検討状況の報告が行われた。それに対する協議の結果、委員会は県に各委員の質問、要請等について、次回運営委員会で回答するか、または、整備計画で検討することを要請した。

(1) 河道対策

<委員の主な質問・意見>

- ・塩水遡上・地下水流動計算に際して行われる調査のうち、堤内地における地下水の利用状況はどのように調査しているのか。

県の回答⇒訪問調査またはアンケート調査によって井戸水の利用状況や利用目的を調査し、把握している。

- ・工業用水など、現在どの程度、被圧(深層)地下水を使用しているのか把握すべきである。また、不圧(浅層)地下水位が低下した場合の、被圧(深層)地下水への影響についても検討すべきである。

県の回答⇒今回の検討範囲では工業用水の利用はない。また井戸の深さなど詳細調査は実施していない。過去のボーリングデータの結果から、被圧(深層)地下水位は地下数十メートルであることが判明している。このため、河床掘削が被圧(深層)地下水におよぼす直接的な影響は少ないと考え、現在は、不圧(浅層)地下水を対象に検討を行なっている。事業実施段階では、井戸水の水位や塩水混入度など詳細な調査を出来るだけ広範囲に行ない、補償を検討する。

- ・上流地域はどの範囲まで井戸の調査を実施しているのか。また、阪急電鉄付近では地下水をポンプで汲み上げていると思うが、影響はないのか。

県の回答⇒井戸利用調査の対象範囲は、下流築堤区間において流下能力が不足している河口からJR東海道線付近の範囲としている。また、JR東海道線より下流側の河床掘削については、阪急電鉄付近の地下水には影響は及ばないと考えている。

- ・河床変動計算、水理模型実験、塩水遡上・地下水流動計算は実際の河道計画に対してどのような位置づけになるのか。また、河床掘削計画は既に決まっているのか。

県の回答⇒計画断面ありきでの検討ではなく、掘削範囲や量を見極めるための検討である。断面については、基本方針の河道断面を最大限とし、各種の制約の中でどこまで広げられるかを仮定しながら検討している。

- ・河川審議会治水部会に検討方法の妥当性を聴くということであるが、シミュレーション等の実施について、その妥当性を後で否定されると困るのではないか。

県の回答⇒検討条件や結果の解釈等、随時治水部会に相談しながら検討を進めている。

- ・「30年の武庫川づくりのコンセプト、基本理念を市民感覚でどう考えるのか」が大事であり、そのような視点が抜けている。例えば、景観やアユの関係、川まちづくりの提案の扱い等を示さずして議論はできないと考える。

県の回答⇒整備計画には、基本方針を踏まえた記述を検討している。

- ・武庫川の現地を視察したが、今後の河川整備を含め、資料3「武庫川河川改修事業他について」の意見書に示す気になる点について、県の見解を伺いたい。

県の回答⇒① 左岸の樹林と護岸整備の詳細について

地元説明会を実施後、地元から要望のある老朽箇所を優先して整備したい。樹林帯は、その対岸で国道176号が川に張り出す予定の箇所でもあり、地元及び国土交通省との調整が必要になる。現在、国道の構造等について、国土交通省と調整中である。樹林帯は、無理に伐採する必要はないと考えている。環境配慮型ブロックについては、民家が近いため地元住民の意向を踏まえて整備を進めたい。生瀬漁業協同組合との調整も必要と考える。

② 残事業箇所について

治水上の緊急性が高くないことから、早急に撤去する必要はないと考える。また、将来的に保全できない場合もあることから撤去していない。

③ 周辺景観とそぐわない既設護岸の景観について

県道の拡幅事業と河川改修事業を併せて実施した。急傾斜地であり、用地の制限から、前後の石積み護岸とは違った構造になった。色は景観に配慮しているつもりであるが、用地の制限と最も経済的な工法を選択したため、結果的に統一感のない護岸を形成した。

④ 観光ダムの魚道について

水利権の機能確保のため、河川改修に併せて堰を築いた。堰は3連で構成し、通常時は中央部を少し倒した形で運用し、魚道には水が流れている。洪水になると、堰が倒れて水は本川を流れる。堰が立ち上がるのに数日かかる場合もあり、たまたま見学当日は側部の堰も少し倒れ、魚道に水が乗っていなかったと考えられる。また、当施設は宝塚市の管理である。

⑤ 宝来橋上流の左岸遊歩道の連続性確保について

用地提供の協力が得られなかったため、高水敷の連続性が分断されている箇所があるのは事実であり、残事業として認識している。

委員の意見⇒県から出された5つの指摘は、現地の事業現場の話である。その問題を整備計画でどのように位置づけるのか説明してもらいたい。

県の回答⇒現在専門検討会でこの区間の環境をどのように守るのかを「環境の2つの原則」に基づき議論し、成果を整備計画等に反映する予定である。「環境の2つの原則」以外の部分については、人と自然の川づくりの理念に沿って、現地に入る際に検討する。

- ・国道2号線橋梁架け替えの検討は記載されているが、阪神電鉄橋梁架け替えの検討については記載されていないので全体のビジョンが見えない。

県の回答⇒阪神電鉄橋梁については、橋上駅舎があり、架け替えには莫大な費用と時間を要するため、流下能力のネックとなっている部分の解消が遅れる可能性がある。補強での対処が可能であることから補強を対策として考えている。

委員の意見⇒国道2号の橋梁を架け替えなければならないという説明と矛盾している。

県の回答⇒国道2号の橋梁架け替えの場合は、河川整備計画期間20～30年の間で架け替えが可能な事業であると考えている。

- ・河道対策の中には堤防強化も含まれるのか。

県の回答⇒現時点で必要と考えられることは整備計画で実施するというスタンスから、堤防強化も含んでいる。

- ・今のところ、事業アセスメントに値するような武庫川の環境調査は実施しているが、戦略的環境アセスメントは実施していない。また、今の社会情勢からは新規ダムの建設は考え難く、遊水地や堤防強化をどのように実施するのかについて方針を決める必要がある。しかし、既存施設である千苅ダムは、改造の案はあるが実施に至っていない。各対策について「課題があるから実施しない」のではなく、大枠を示して議論すべきである。

県の回答⇒運営委員会は、整備計画の検討状況の情報共有が目的であり、審議する場ではないと認識している。大枠を示すという話は、流域委員会等公開の場で議論すべきと考えている。

委員の意見⇒大枠というのは、新規ダムを整備計画に盛り込むか盛り込まないかということであり、検討している方向ぐらひは示しても良いのではないか。

県の回答⇒先ず、河道対策でどこまでできるのか、次に既存ダムの治水活用でどこまでできるのかを検討している。既存ダムの活用については、現時点で水道事業者との合意形成ができていないため示せない。

(2) 既存ダム活用

<委員の主な質問・意見>

- ・「ダム中層の水質は良質であるため放流できない」という一般的な理由で安易に放流を断念すべきではない。実際に水質の状況調査等を行い、その上で検討すべきである。
- ・負荷率が0.85より大きいと水不足、小さいと水が潤沢だと考えるのは妥当である。有収で取れない0.1は、漏水とメーターを設置していない盗水などが想定される。
- ・「H11.12は月別雨量3mmで月別負荷率0.79」「H10.11は月別雨量2mmで月別負荷率0.93」、高い値では、「H10.10は月別雨量339mmで月別負荷率0.94」である。このデータから、月別雨量と月別負荷率にはあまり関係性がないことが判る。10mm以下の雨の場合は警戒しなければならないが、10mm以上の場合は考える必要はないと思われる。

委員の意見⇒以前の運営委員会で示された値を示してもらいたい。

県の回答⇒H10～H19の有収率を計算しており、神戸市が採用しているのは過去10年の最小値は90%、計画値は90%であり、実際の値は90.9%(H10)である。

委員の意見⇒有収率を高めるのは水道事業者の自助努力によるものである。

- ・ 負荷率のように、率でみると絶対量としての量の観点が抜け落ちる。ダムは、ある地域に専属的に給水しているのではなく、給水システムの中で補完的な役割を果たしていることもある。絶対量としてどのような状況のところによく供給しているのか、また、本来供給すべき時にどの程度の不足状況になっているのか、絶対量で検討しておく必要がある。

県の回答⇒絶対量で検討しており、負荷率は振り分けの目安にはなるが、負荷率、有収率など、人為的な数値だけでの検討では足りないと考えている。実際の使用水量をベースに検討した場合、人為的な数値を除いたチェックができ、そのようなチェックも平行して行なっている。

- ・ 整備計画策定後の「管理」と「計画」の関係について、「管理の強化」は努力目標とおくのか、補填も考えた「計画」として高めて考えるのか、などの課題について、どのように取り扱うのか説明してもらいたい。

県の回答⇒既存ダムの活用については、治水の立場と利水の立場を調整する「既存ダム活用協議会」において、関係者間で協議中である。利水については利水側の合意が得られなければ計画には位置づけられない。

- ・ 既存ダムの活用は、今期の整備計画レベルで終了するわけではない。基本方針への対応まで考慮した施設計画を検討すべきである。

県の回答⇒そのように考えて検討している。

- ・ 「利水と治水で協議し、互いに合意しなければ計画には位置づけられない」と言及したが、二級河川は河川管理者である県知事が全ての責任者である。水利権は誰が与えるのか、その点について整理すべきである。
- ・ 今期の整備計画は、次の 20～30 年、さらに次の 20～30 年につなげるような考え方をすべきである。

(3) 遊水地

<委員の主な質問・意見>

- ・ 「優良農地であるため、農地は計画に位置づけない」ということであるが、上野遊水地のように農地を使用した事例がある。

県の回答⇒上野遊水地は、元々、水が溜まる低地を壁で囲んでいる。武庫川の場合は、掘り下げる必要があるため、条件が異なる。

(4) 新規ダム

<委員の主な質問・意見>

- ・ 環境影響評価においては、環境影響評価準備書が必要であるが、現在、準備書はないという手続き的な問題がある。また、戦略的環境アセスメントの考え方になっていないという問題もある。仮に整備計画に新規ダムを位置づけた場合、環境審議会で審議はストップし、整備計画が実施できないことになる。そうなると、最も困るのは地元住民である。河川管理者は、このことを考えた上で環境調査を行うべきである。

県の回答⇒騒音・振動等を含む環境影響評価準備書については、新規ダムが整備計画に位置づけられ、事業実施のための施工計画等が決まってから議論するものである。また、戦略的環境アセスメントについては、「環境省の方針を踏まえた上で、国土交通省・兵庫県は具体的に進める」という方針にはなっていない。現在行なっている環境調査は、長期間にわたる情報収集により

影響・保全措置を検討するものであり、詳細情報がない中で事業の採否を検討する戦略的環境アセスメントよりも、精度が高いと考えている。

委員の意見⇒兵庫県は戦略的環境アセスメントを実施したことがない。にもかかわらず、どこの戦略的環境アセスメントと比較し、精度の“高い低い”を言及しているのか疑問である。比較する場合は、戦略的環境アセスメントの事例などの根拠を調査しておくべきである。

委員の意見⇒平成18年度に国土交通省から“河川事業の計画段階における環境影響評価の分析方法と考え方”のレポートが出ている。これは環境省と国土交通省が共同で実施しており、戦略的環境アセスメントとは、計画段階で実施すべきものとして説明されている。

- ・平成21年8月初旬の集中豪雨により、桜の園では山腹崩壊が発生した。ダムの湛水時にも崩壊の恐れがあると考えられるので検討すべきである。
- ・近年の河川計画は、河川工学的な考え方だけでなく文化的景観という概念でいろいろな側面から川のあり方を考える傾向にある。河川管理者の考える川ではなく、違う視点からも評価・分析の仕方が必要であり、流域市民・県民の考え方を考慮すべきである。

(5) 流域対策

<委員の主な質問・意見>

- ・流域対策は各市への費用負担が課題であることは想定していたが、条例等何らかの形で費用負担のあり方を示しておかなければ流域対策前進の妨げになることが懸念される。

県の回答⇒費用負担については複数案で調整中であるが、意見がまとまっていない。

委員の意見⇒負担のあり方を示さなければ市は動かない。とくに上流市の負担が大きいため、検討すべきである。

- ・整備計画と推進計画の2本の計画があるが、流域対策はどちらに記載するのか。その中に、負担の方針を書き込むべきである。

県の回答⇒推進計画に記載するが、負担についての書き方は検討中である。

- ・学校・公園貯留については、武庫川企画調整課と市で協議を行なっているのか。また、協議に下水道課は加わっているのか。

県の回答⇒下水道課も協議に参加し、下水道行政の補助メニューについて推奨している。主体は武庫川企画調整課と市で協議しており、このような対策を企画・調整する課としてまさに当該課は存在している。

- ・流域対策の記述の中で“懸念、課題がある”等の記述があるが、提言書をまとめる議論をしたのは5年前である。5年間で国の方針・事業・計画、自治体の取組等は飛躍的に進んでいるはずであり、この5年間の進捗状況を踏まえた計画づくりをしてもらいたい。

県の回答⇒そのように行なっている。

- ・支川や、支川の更に派川の河川改修・流域対策の検討についてはどうするのか。今回の整備計画で考えているのか。

県の回答⇒流域対策のみでは効果が足りないということは市も認識しており、支川の河川改修、流域対策の両方を記載する。

3. 流域連携ほか

「2. 各対策の検討状況について」の項で協議を行わなかった流域連携に関して、委員から資料2「意見書」に基づく提案があり、協議が行われた。

<委員の主な質問・意見>

- ・流域連携の主体になり、活動している「武庫川づくりと流域連携を進める会」では、生瀬上流の今年度改修事業に含まれる護岸整備的な箇所は、具体的に住民の参画と協働によるサジェスションが実行できる格好のステージであると考えている。そこで、6月ごろまでに「兵庫県立人と自然の博物館」、地元、県、流域住民を交えたワークショップを計画したいと考えている。この場で県の協力をお願いしたい。
県の回答⇒青葉台の自治会長から視察に関する抗議の電話があった。現在、河川改修計画を立てているところであり、地域に全体計画を説明する前にワークショップを実施することは容易ではない。
- ・委員の意見⇒本来なら予算計上する前に地元説明をすべきである。説明していないことは問題であり、参画と協働の地域づくりができていないことになる。
- ・河川の話は地先の関係者の協力だけで実施する問題ではない。河川をどのように改修するのか、広く住民の意見を聞いて知恵を出し合うことこそ参画と協働である。
県の回答⇒まず、地先の関係者の同意を得られなければ前進しない。
委員の意見⇒事前に工事計画を説明するのは住民からの批判を予防するためではなく、住民に河川に対する関心を持ってもらうための機会であると考えべきである。佐用川の災害復旧等による浚渫工事では、地元の説明していなかったことから環境破壊等の誤解を招く行為となった。
- ・武庫川廃線敷きについては、JR西日本で死亡事故が問題になり、警告看板等が立てられ、レクリエーションということから逸脱している状況にある。そこで、第91回運営委員会資料の「武庫川峡谷環境調査の進め方」P2“平成19年度武庫川峡谷環境調査その3特記仕様書第5条”の「業務内容は、別紙1に記載」とのことだが、別紙1を見せてほしい。第5条の1“業務内容”について、景観に関する調査、レクリエーションに関する調査、利用状況調査の内容を確認したい。とくに、レクリエーションに関する調査結果については重要であり、これらの資料の詳細を次回に説明してもらいたい。また、JR西日本に廃線敷きの現状を維持するよう意見書を出したが、今のところ回答はない。
- ・ハイキング道がどうなるかは、ダムを入れる入れないに関わらず、重要なことである。情報としては、「JRが見直す」と聴いているが、抜本的な問題解決にはならない。県として、整備計画にどのように位置づけるのか示してほしい。
県の回答⇒JR西日本から宝塚土木に状況報告があった。廃線敷きを西宮市・宝塚市に譲渡したいが、西宮市・宝塚市は、安全面・維持管理面から難しいと回答している。宝塚市は、使用貸借契約で一定区間を市が管理している。今後は、宝塚市・西宮市・JR西日本の動向を注視しながら考えていきたい。今すぐに河川管理者として施設を引き取ることは難しいが、JR西日本と情報共有をしていく。
- ・廃線敷きはダムがなくても河川沿いの河川環境として重要である。複線電化の時に、県と旧国鉄との間で廃線敷きに関して交わしている協定を調べ、次回報告してほしい。
- ・整備計画は県の姿勢を県民に示すことができるよう、計画を具現化したものとして提示すべきである。

4. その他

ダム事業の進め方に関して国土交通大臣が発表した資料において、武庫川ダムが建設段階とされていた理由を説明するために県が作成した参考資料 2「武庫川ダム建設事業の位置づけ」について、情報提供があった。

第93回 運営委員会

平成 21 年 11 月 30 日
宝塚市アピアホールにおいて

前回から引き続き、河川整備計画原案の提示に向けた整備計画原案の検討状況についての報告を中心とする協議が行われました。国土交通省をはじめ現社会情勢から、今期の整備計画に新規ダムを盛り込むことは、ますます難しい状況になりつつあります。しかし一方で、国土交通省では「武庫川ダムは建設段階」という扱いのまま中止にはなっておりません。2 級河川武庫川の河川管理者である知事は、ダム以外の総合的な治水を優先する抱負を公然と述べられておりますが、武庫川企画調整課からはそのような情報は示されておりません。そのような中で、今回は前回から続く既存ダム、武庫川峡谷環境調査、流域連携の議題を中心に、委員 13 名、県担当者 13 名、建設コンサルタント 3 名が出席し、3 時間半の協議が行われました。

【配布資料】

<既存ダム>

資料 1 既存ダムの活用について

<武庫川峡谷環境調査>

資料 2 戦略的環境アセスメントについて

資料 3 武庫川峡谷環境調査について

資料 4 福知山線の沿革

<委員からの意見書等>

資料 5 意見書

資料 6 意見書

資料 7 意見書

<参考資料>

1. 第92 回運営委員会の協議状況

【協議の概要】

1. 河川整備計画(原案)の検討状況について

河川整備計画(原案)の検討において、協議の調整に時間がかかっていることから、県は、現時点では、原案を提示する時期を明らかにすることができないという旨の説明を行なった。これに対し委員会は、これまでの流域委員会開催日の事前公表は、傍聴希望者に配慮し、原則として開催日の1ヶ月前にすることを再確認した。また、今回は県の協議調整上やむを得ない場合として例外とするが、最低でも2週間前には公表することを求めた。

<委員の主な質問・意見>

- ・流域委員会の開催日は傍聴希望者の出席に配慮し、これまで通り少なくとも1ヶ月前には予告すべきである。しかし今回の場合は協議の調整上、やむを得ないと判断するが、それでも2週間前には公表すべきである。

2. 既存ダムについて

県から、資料1「既存ダムの活用」に基づき、利水専用ダムを治水活用する際の施設管理者の同意についての説明があり、それに対する協議が行われた。

<委員の主な質問・意見>

- ・「利水ダムを治水活用するには、河川管理者が施設管理者の同意を得たものに限る」と資料に記載されているが、治水活用に関する検討は県と市との協議に限られるのか。例えば委員会や委員が市と直接交渉する可能性がないのであれば、委員の意見はどこで反映することができるのか。「県が神戸市と協議を行う」ということから、この場で委員が県に意見することが、神戸市との協議と同等の扱いになるのか明確にしてもらいたい。

県の回答⇒資料の下線部分は、河川管理者のみが施設管理者と協議できることを指すのではなく、施設管理者の同意を得て河川管理施設にできることを指している。また、市との協議は法律に縛られず、誰でも可能である。

委員の意見⇒前質問の趣旨は、神戸市の了承を得られず既存ダムの活用ができない状態で原案が作成される場合、県が市と既存ダムの活用について協議を行うに際し、既存ダム活用が可能となるための根拠や条件等をどれくらい示したのかという交渉内容を明らかにしておいた方が良いということである。

委員の意見⇒県はこれまで、神戸市にどのような根拠やデータを示し、協議を行ない、どう展開しているのか不明であり、委員会は県に施設管理者との協議データ等の提示を求めてきた。過去に一度、流域の水道事業者を招集し、ヒアリングを行なったが、そのとき以来、直接のデータ提供はない。数年前の有収率や、それが合理的な値であるのかを検証することにより、治水容量を生み出す可能性を検討したいと考えている。また、委員の意見が、採用されるレベルであるのかを確認するには、どうすればよいのかという観点から、市との協議の可能性を質問した。結局、委員会の意見は反映されないことになるのではないかと懸念している。

- ・武庫川流域委員会は、流域住民の意見を聞く目的でリバーミーティング等を開催してきた。治水活用の対象となるダムの水道受水者は、ほとんどが武庫川流域以外の住人であるが、流域という概念を変え、意見を聞く必要があるのではないか。

県の回答⇒そのとおりであり、神戸市の場合は、流域住民のことだけを考えているのではない。

委員の意見⇒受水者であれば、流域住民と同様に意見を述べる機会があっても良いのではないか。

委員の意見⇒受水者の意見を聞くというのは、少し考えがずれている。千苺ダムの治水活用により水道供給に支障が生じてはいけませんが、千苺ダムの水の給水先にダイレクトにリスクを与えるということではない。今は水の融通の話題であり、神戸市全体あるいは広域的なエリア全体で水の融通は可能、ということである。したがって、そのエリアだけでの意見を聞く必要はないと考える。

委員の意見⇒給水エリアの人の意見を聞く場があっても良いのではないか。

委員の意見⇒エリア内に限定するのではなく、広域的な融通を考えている。供給者責任の話であり、給水エリアの人に意見を聞くことは、本質的な問題と異なる受け取り方をされ、誤解を与えるだけである。

委員の意見⇒青野ダムは武庫川流域内だけでなく流域外にも水を供給している。昨年、青野ダムの事前放流実施にあたっては、住民への説明はしていないが、流域内に限らず、青野ダムに関連する市には事前に説明している。また、流域外の住民も無関係ではない。利水が流域以外にまたがっているのは事実であり、市民の意見を聞く必要があるかどうかは議論すれば良いが、意見を聞く際には、関係市への説明や了解も必要である。

- ・武庫川流域の水を流域外の人を使うことに反対しているのではない。利水ダムで水需給を整理し、合理的な水融通システムを導入すると余分な水が出る。委員会としてはその余分な容量を治水に活用することを前提にした話をしている。大阪府は、水道全体を見直して供給量を減少させた。千苺ダムでも水需給の見直しをしているのかどうか明らかになっていない。このようなことを整理し、有収率や負荷率についての話をしたい。この前提が、県と水道関係者の間で詰められているのか、報告できるような結果になっているのかが問題である。

委員の意見⇒委員の指摘内容は県としてデータを整理しているのか。原案が提示されてから説明に時間を要することのないよう、合理的に進めるべきである。

委員の意見⇒県は、合理的な水需給システムの検討を行ない、水の融通性について具体的にどう考えているのか分からない。

県の回答⇒ダムのみの評価ではなく、範囲を広げたチェックを行なっている。委員会の指摘に対しては忠実に確認をしているが、結果を提示していないので齟齬があると思われる。有収率の関係については、配管の老朽化等で100%の水供給になっていないのが現状である。100%供給可能な技術基準があれば採用できるが、検討していない。

- ・有収率は、この数十年間全国的に同じ値である。漏水だけでなく消火用水等も含まれると思うが、この数値についての説明がない。

県の回答⇒有収率を向上するための方法が想定できないので、検討は行っていない。

委員の意見⇒有収率を100%にすることも必要だがそれだけを言っているのではない。

- ・整備計画原案提示後の審議の進め方を検討する必要がある。委員会の提言と整備計画の内容が異なる場合はその根拠の開示を求めることになる。つまり、「水融通や需給に支障があるから治水活用できない」と市が回答した時に、県は委員会が納得できるような判断基準を説明する必要がある。それがなければ審議は進まないことになる。
- ・関心は千苺ダムを利水から治水に転換することにある。これまでの説明では、改造等の案があったが、管理者である神戸市の同意を得るのが困難となり、河川整備計画を作成するにあたり、「確定的な検討が出来ない」ということに至ったように受け取れる。
- ・千苺ダムを中心とした水道用水のデータを以って再度検討したいので、過去のどの運営委員会で提出されたのか調べてもらいたい。
- ・代替策が可能かどうか、が重要であり、最大のポイントは、水道事業に対する影響があるかどうかである。水需給バランスや融通が重要であり、技術的・費用的に可能であるかということである。

3. 武庫川峡谷環境調査について

県から、資料2「戦略的環境アセスメント」、資料3「武庫川峡谷環境調査」、資料4「福知山線の沿革」に基づく説明が行われ、協議の結果、委員会は以下の事項を確認した。

- ① 正式な手続きとしての戦略的環境アセスメントは実施していないが、流域委員会の提言～基本方針の検討と策定～整備計画の策定に向けて委員会と県が重ねてきたプロセスは、実態として戦略的環境アセスメントに近いものである。したがって、そのプロセスを尊重し、流域委員会の審議につなげていく。
- ② 武庫川峡谷環境調査は、整備計画審議のスムーズな進行のために、県は調査に関わる仕様書を全て提示し、調査内容を明らかにする。

(1) 戦略的環境アセスメント

県から、第92回運営委員会に提示された委員の意見に対し、資料2「戦略的環境アセスメントについて」に基づく説明が行われ、それに対する協議が行われた。

<委員の主な質問・意見>

- ・戦略的環境アセスメントとは、政策段階・計画段階のアセスメントであり、現在県が行なっている環境調査は戦略的環境アセスメントではなく事業アセスメントに該当する。ここで言う「政策段階」とは基本方針、「計画段階」とは河川整備計画であり、一般に戦略的環境アセスメントは事業アセスメントより前の段階で実施するものであるが、県は事業アセスメントを先行していることになる。本来、事業アセスメントの前に整備計画段階で戦略的環境アセスメントを実施すべきである。その上でダム建設以外の計画を検討し、ダムの必要性を検討すべきである。埼玉県戦略的環境影響評価実施要項が参考になるが、河川整備計画の視点から、どのようなアセスメントが必要であるのか再検討すべきである。

県の回答⇒国では戦略的環境アセスメントが制度化されているが、県ではまだ検討の段階である。過去に、県でも制度が整備されれば、制度に従い戦略的環境アセスメントを行うことを説明した。峡谷の環境調査は、過去の流域委員会で「新規ダムによる環境影響の判断材料がないため妥当性が判断できない」という指摘を受けて調査・検討を行なっているものである。事業アセスメントは、前半部分が概要書の手続(平成12年度実施)、後半部分は仮に新規ダムが整備計画に位置づけられた場合の準備書の手続きになる。

委員の意見⇒環境調査の実施を否定しているのではなく、ダムの必要性を検討した結果、ダムが必要という結論となった上で実施するのが事業アセスメントであり、事業アセスメントを戦略的環境アセスメントより前に実施されるということへの疑義である。県は戦略的環境アセスメントを実施しようという姿勢がないのではないかということである。整備計画ではこのような姿勢で議論をしたい。戦略的環境アセスメントを実施すれば、洪水調節施設の効果量 $910\text{m}^3/\text{s}$ の配分も変わる可能性がある。

委員の意見⇒武庫川の環境調査は戦略的環境アセスメントの段階として実施していると理解している。県の戦略的環境アセスメントの制度化が済んでいれば、新規ダムはうまく乗っていた可能性があり、ベストタイミングであったが残念である。整備計画原案提示前に、環境調査の結果をオープンに議論するのであれば、戦略的環境アセスメントに近い内容になったのではないか。整備計画原案提示直前に至っては仕方がないが、県が環境調査を戦略的環境アセスメントとして利用するというものではなかったと思われる。

- ・環境省と国交省の双方からガイドラインが出ているが、両者の考え方は摺り合っているのか。

県の回答⇒環境省のガイドラインを踏まえて、関係省庁で所管の事業についてガイドラインを作成してもらうので、各省の連携は取れているはずである。

- ・一般的にこれまでの事業評価は事後評価、中間評価が中心であったが、最近では事業の事前評価を実施する傾向にある。そのようななかで、環境アセスメントの議論は、事前・事後のみならず、計画段階から行うべきである。また、河川では基本方針、整備計画、実施計画という段階があるが、どの段階でアセスメントをすべきかの選定についての摺り合わせには至っていない。個人的には、戦略的環境アセスメントは基本方針で基本高水を決め、どのような政策手段に分けていくかという時期に実施すべきと考える。今回は県での制度化が間に合わなかったが、この3年間にガイドラインがない段階でも議論のタイミングはあったが、トライしなかったことは残念である。
- ・環境省の戦略的環境アセスメントにおけるガイドラインでは、参考資料の動物植物生態系の中に「ラムサール条約に基づく登録簿に指定された湿地等」と記載されている。ラムサール条約の中では水田は湿地に含まれることから、水田においても環境対策の検討を行うべきである。
- ・委員会の設置以来、ゼロベースから議論が始まったが、確かに手続きとしては戦略的環境アセスメントではない。しかし、ポジティブに捉えればプロセスとしては戦略的環境アセスメントに近いことを積み重ねてきた。政策手段として「何が武庫川流域に適切なのか」を議論してきたが、それこそが、提言書から、基本方針、整備計画へと続くプロセスである。「戦略的環境アセスメントではない」と言われるが、そうあるべくプロセスを重ねてきたつもりである。ノーアクションを含めた選択肢を議論してきたプロセスを最後まで全うし、整備計画原案の委員会審議に繋げたい。
- ・この3年間のプロセスは非常に重要であり、その中で実態的には戦略的環境アセスメントとしての検討を重ねてきた。その結果として出された原案を検証する流域委員会の場では、検証に耐えうる説明及び、その説明を裏付ける資料提供が行われることを望む。

(2) 武庫川峡谷環境調査

県から、第92回運営委員会に提示された委員の意見に対し、資料3「武庫川峡谷環境調査について」に基づく説明があり、それに対する協議が行われた。

<委員の主な質問・意見>

- ・環境調査の仕様書はこれで全部か。
 県の回答⇒ひょうご環境創造協会の仕様書は全て出している。
 委員の意見⇒前回運営委員会での指摘は、調査内容を全て明らかにするという意図である。
 県の回答⇒前回運営委員会に提示された資料の詳細を知りたいという委員からの要望を受けて今回の仕様書を提示している。
 委員の意見⇒前回の要望は何を求めたのか、意を汲むべきである。調査結果の議論は原案提示後としているが、後の審議の有効性を考えると、調査内容の全貌を明らかにし、未提示の仕様書は提示しておくことが望ましい。
- ・レクリエーションに関する調査結果の利用の種別と延べ人数において、渓谷利用の主な目的はハイキングであるにもかかわらず、除かれている。この記述では、利用者数とあまりにも乖離があり、利用者数が非常に少ない印象を受ける。写真撮影・景観眺望・休憩はハイキングに含まれると考えられるが、散歩とハイキングの違いは何か。項目分けを再検討し、作成してもらいたい。
 県の回答⇒移動する利用者の利用目的を判断するのは難しいため、この調査では利用者が足を止めて一定時間を過ごす行為に着目して調査を行ない、移動そのものが利用目的であるハイキングは対象外としている。

委員の意見⇒最後に「ハイキングが最も支配的」と記述があるにもかかわらず、ハイキングを除くのは、意図的に少ない利用者数にしているように見える。
委員の意見⇒利用傾向を示すという観点の調査からするとこれでいいのではないか。
委員の意見⇒環境調査の位置づけを踏まえて議論すべきである。この内容だけを取り上げての議論は不可能であり、この場で議論をすべきではない。原案が出てくるまでに内容を磨いておくべきである。

(3) 福知山線の沿革

前回運営委員会において委員会から要請された旧国鉄福知山線の沿革に関わる調査資料について、県から以下の説明が行われた。

<県の説明>

県と旧国鉄との間で交わした福知山線廃線敷きに関する協定書等の文書は、今回の調査では存在しなかった。廃線敷きに関する区間の複線電化の開業は昭和61年であり、昭和62年の民営化前の国鉄に対して、当時の県は要望する立場に過ぎなかったことがその理由であると考えられる。

4. 流域連携について

県から、流域連携とは「主体は、住民・NPO等であり、行政はそれをサポートする立場である」という考え方が示された。それに対する協議の結果、委員会は、住民の参画と協働を掲げる兵庫県政として考えに具体性がなく積極的な姿勢に乏しいことから、他河川の事例を参考にして、武庫川では具体的に何をすべきかという課題整理をしたうえで、河川整備計画原案を作成するよう要請した。

<県の見解>

- ◇ 活動の主体は、地域住民、NPO、企業であり、行政はあくまでもそれをサポートする立場である。川づくりの活動主体の基本は、住民一人ひとりであると考え。行政は、これを支援するため、これまでも、イベントの開催、アドプト事業、広報誌やホームページによる広報などで、情報提供などにも努めてきた。
- ◇ 河川整備計画における実施状況でのフォローアップに関しては「行政と住民のパートナーシップにおいて新たな住民組織をつくること」、「事業の進捗状況に応じて生じる諸課題に対して議論できる体制をつくること」という減災対策検討会における二つの意見を踏まえて検討する。

<委員の主な質問・意見>

- ・ 阪神北県民局の地域ビジョン委員会には水や環境のグループがある。そこでの情報交換に際し、武庫川での計画づくりなどについては全く認識されていないことが明らかになった。これは、市民活動に対する県のフォローがないということを意味する。県としてどのような考え方をもっているのか、また、もう少し努力すべきである。

県の回答⇒情報の発信については、今後、行うべきことがあると考えている。

委員の意見⇒「流域連携はあくまで住民が主体であり、県はサポート役である」ということを本当に整備計画原案に記載するつもりなのか。また、「サポートする」とは具体的に何をするのか。原案公表時に具体的内容が示されていないと困るので、県職員が研修するためのワークショップを早急に開くべきである。

- ・例えば、委員会が主体となり、流域連携や川づくりについてフォーラムを開催する時に、県はどの程度のサポートをするつもりなのか。

県の回答⇒具体的な内容を確認してからになるが、県としても参加してPRしているという気持ちである。例えば、東園田地区から武庫川の出席を依頼された時には資料を作成し、パネリストとして説明をした経緯がある。また、県はNPO等の活動を紹介するツールを持っており、支援も行うことが可能である。

委員の意見⇒加古川流域で県民局が行なっている流域連携の取り組みを把握しているのか。県内の他河川流域において、県は多様な流域連携活動に積極的に取り組んでいる。県は、河川に関して県民局が行なっている施策を全て調査し、その実態を提示して考え直すべきである。
- ・委員会の多数の委員が中心メンバーに入っているNPO「武庫川づくりと流域連携を進める会」では、シンポジウムを行う目的で県に助成金を申請したが、レベルの違う団体に助成され、本来助成すべき団体に助成されないことがあった。

県の回答⇒県の助成金は平等な立場で利用してもらいたい。県は、特定の団体に助成金を出せないで、他の機関による各種助成金も受けてもらいたい。
- ・裏付けなしに助成金は出せないからこそ、流域連携におけるパートナーは、河川整備計画に位置づけておくべきである。千種川では、「千種川圏域清流づくり委員会」をパートナーと定め、県が援助しているが、武庫川ではなぜできないのか疑問である。

県の回答⇒千種川では、立ち上げ当初から県が支援しているが、未だに自立できていない。行政の支援が自立できない原因と考えられる。武庫川では当初から自立できることを願っている。

委員の意見⇒住民運動の自立と県の援助は相反するものではない。情報共有や話し合いの場がもてるということが重要であり、「勝手にやってくれ」という姿勢は問題である。「住民の参画と協働」を掲げながら、「行政が住民と一緒に考えてやりましょう」という姿勢が、武庫川では県に不足している。
- ・資料7「意見書」では、流域連携にはさまざまな分野があり、全てを実施することが困難でも、出来ることから県・市・住民が連携してやっていく必要があることを記述しているが、県はどのように考えているのか。

県の回答⇒減災対策の中で、武庫川の治水面でリスクを示すことを連携のきっかけにしたい。流域連携を進めることについては、県と委員は同じ方向を向いているとは思いますが、補助金の支出における確執が問題になっているようである。

委員の意見⇒流域連携というものは全て手弁当とするものか。

県の回答⇒補助金は無理にしても、資料づくりなどには分担できる部分がある。

委員の意見⇒流域連携は補助金の話ではない。資金をどうするかということは課題であることは事実であるが、それが全てではない。流域連携という大きな枠組みを考えて欲しいが、県はそこが理解できていないので、流域連携の勉強会を実施すべきである。
- ・三田のルネッサンス懇談会を阪神北県民局が行なっているが、それらの活動団体の間をとりもとうという発想はないのか。
- ・県スタッフが全員参加できる日程を調整し、12月中に有志で「県行政と流域諸団体とが関係した川に関する施策」について県が調べたものを基に勉強会をやってはどうか。
- ・河川整備計画策定後に実行する過程において、住民の協力なしでは計画は進められない。そこで、県が住民と協力するプロセスをリストアップし、整備計画原案の中に記載して

おくことを提案する。これまでの議論は、「ある団体と県が連携するかどうか」という議論に聞こえた。ある時期までは育成する期間が必要であり、独立する期間等も含めたタイムスケジュール案を作成し、そのうえで、妥当性や手直しなどの議論をすることが望ましい。他河川での事例は参考にはなるが、武庫川でいう流域連携のイメージで、課題やテーマを整理すべきである。

- ・河川法16条には政策として「河川整備計画作成においては住民意見を取り入れること」とあることを念頭に置くと、ギクシャクした関係ではいけない。
- ・県に積極的な姿勢がないのであれば勉強会を行わず、他河川の事例を参考に、武庫川では具体的に何をすべきかという課題整理をして原案を作成してもらいたい。

5. その他

委員から資料5・6「意見書」に基づき、第90回、第91回運営委員会において県から提示された既存ダムに関する諸容量等に対する統計処理方法等についての提案と、遊水地に関する意見が述べられ、協議が行われた。その結果、委員会はこれらの資料を河川整備計画原案づくりの参考にしよう要請した。

<委員の主な質問・意見>

- ・平成6年渇水をはじめとする渇水時にとった対策として、武庫川流域の各市ではどのような給水制限を何日程度行ったかなどのデータを示してもらいたい。

2. 武庫川流域委員名簿

～2004年
3月発足

五十音順

氏名	専門・在住地	所属等
浅見 佳世	環境(植物)	榊里と水辺研究所 取締役, 兵庫県立大学 客員准教授
池淵 周一	河川(水文学)	京都大学 名誉教授
奥西 一夫	地形土壌災害	京都大学 名誉教授、国土問題研究会 理事長
川谷 健	河川(水工学)	神戸大学 名誉教授
長峯 純一	財政学	関西学院大学 教授
畑 武志	農業利水・水域環境	神戸大学 名誉教授、学校法人賢明女子学院法人顧問
法西 浩	環境(生物)	日本鱗翅学会 会員
松本 誠	まちづくり	市民まちづくり研究所所長, 元神戸新聞社調査研究資料室室長
村岡 浩爾	環境工学・水環境学	大阪大学 名誉教授、(財)日本地下水理化学研究所理事長
茂木立 仁	法律	兵庫県弁護士会
伊藤 益義	宝塚市	エコグループ・武庫川 代表
岡 昭夫	西宮市	元リバーサイド自治会役員
岡田 隆	伊丹市	武庫川の治水を考える連絡協議会 事務局長
加藤 哲夫	篠山市	篠山市森林組合 組合長
草薙 芳弘	尼崎市	あまがさき市民まちづくり研究会幹事
酒井 秀幸	篠山市	農業、武庫川の治水を考える連絡協議会 代表
佐々木礼子	宝塚市	都市計画コンサルタント 代表、日本都市計画学会・土木学会 会員
谷田百合子	西宮市	武庫川円卓会議 代表
田村 博美	宝塚市	大阪市立大学非常勤講師(環境都市計画)
土谷 厚子	三田市	グリーンピース・ジャパン 会員
中川 芳江	宝塚市	榊ネイチャースケープ 役員
松本 俊治	西宮市	三市武庫川水利擁護期成同盟会 会長
山仲 晃実	西宮市	兵庫県砂防ボランティア協会 会長

3. 開催された運営委員会等

● 第 55 回流域委員会	日時：平成 22 年 1 月 26 日	場所：尼崎市中小企業センター
● 第 56 回流域委員会	日時：平成 22 年 2 月 10 日	場所：尼崎市中小企業センター
● 第 88 回運営委員会	日時：平成 21 年 3 月 9 日	場所：西宮市男女共同参画センター
● 第 89 回運営委員会	日時：平成 21 年 4 月 27 日	場所：宝塚市商工会議所
● 第 90 回運営委員会	日時：平成 21 年 7 月 6 日	場所：西宮市男女共同参画センター
● 第 91 回運営委員会	日時：平成 21 年 8 月 25 日	場所：西宮市大学交流センター
● 第 92 回運営委員会	日時：平成 21 年 10 月 9 日	場所：西宮市男女共同参画センター
● 第 93 回運営委員会	日時：平成 21 年 11 月 30 日	場所：宝塚市アピアホール
● 第 94 回運営委員会	日時：平成 22 年 1 月 19 日	場所：西宮市男女共同参画センター
● 第 95 回運営委員会	日時：平成 22 年 2 月 3 日	場所：西宮市男女共同参画センター
● 第 96 回運営委員会	日時：平成 22 年 2 月 12 日	場所：西宮市男女共同参画センター
● 第 97 回運営委員会	日時：平成 22 年 2 月 17 日	場所：西宮市大学交流センター

4. 開催のご案内

● 第 57 回流域委員会	日時：平成 22 年 3 月 4 日	場所：西宮市立市民会館
● 第 58 回流域委員会	日時：平成 22 年 3 月 24 日	場所：宝塚市アピアホール
● 第 59 回流域委員会	日時：平成 22 年 4 月 19 日	場所：いたみホール
● 第 60 回流域委員会	日時：平成 22 年 5 月 10 日	場所：三田市商工会議所

委員会ニュースは、委員会のあらすじを記したもので、発言の詳細は、議事録に記載されています。
委員会ニュースは、流域委員会委員より選ばれた編集委員により、作成されています。

配布資料・議事骨子・議事録の 閲覧ができます。

開催された武庫川流域委員会の、配布資料・議事骨子・議事録については、下記の方法で閲覧できます。
詳しくは、事務局までお問い合わせください。

①関係行政機関での閲覧

県関係機関：県庁（武庫川企画調整課）、神戸県民局（神戸土木）
阪神南県民局（西宮土木、尼崎港管理事務所）、
阪神北県民局（宝塚土木）、丹波県民局（丹波土木）
市 役 所：神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、篠山市

②ホームページでの閲覧

http://web.pref.hyogo.jp/hn04/hn04_1_00000070.html

お問合せ

【編集発行】武庫川流域委員会

兵庫県県土整備部土木局武庫川企画調整課
担当：杉浦、長田、長尾、吉栖、志茂
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL 078-341-7711(直通)
FAX 078-362-3942
E-mail:muko_chosei@pref.hyogo.jp



兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所
担当：前田、伊藤、平塚
〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15
TEL 0797-83-3180(直通)
FAX 0797-86-4329
E-mail:takarazukadoboku@pref.hyogo.jp

事務局では郵送・FAX・電子メールでのご意見をお待ちしております